

「取締役会の決議ルールの改善」

ベトナム側関係機関	計画投資省
1. 現状の問題点	
<p>外国投資法に基づく「取締役会の全会一致ルール」は、これまで合弁企業において迅速かつ適正な意志決定を妨げてきたが、2005年11月に成立した企業法では企業経営の近代化を目的とした抜本的な見直しが行われ、同法が施行される2006年7月から廃止されることになる。同法の施行以降に設立される企業については同法が適用されるが、過去に設立された企業についても近代的な企業経営をしやすくする必要がある。</p>	
2. 事例（企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。）	
<p>(1) 日系A社は、合弁契約・定款に於いて「取締役会の全会一致」が規定されているため、以下①②の問題が生じた。</p> <p>① 設備を追加設置しようとしたが、合弁パートナーの反対により計画は実行できなかった。</p> <p>② 電力危機に対応するため、工場内に自家発電設備を設置しようとしたが、合弁パートナーの反対により断念せざるを得なかった。</p> <p>(2) ティー・バイ・インターナショナル・ポート・コーポレーション（日本52%、ベトナム企業A22.4%、ベトナム企業B25.6%の港湾サービス企業）は、企業Bの反対により、あるプロジェクトの推進が困難な状況に陥っている。2005年、3回の臨時取締役会で合意できず、パートナーから一方的に関係省庁に対するプロジェクト解散要請が提出された。計画投資省で行われた調整の結果、当事者で意見調整を行うべき旨指示が出たまま現在に至っている。</p>	
3. 根拠法令及び条項	
外国投資法、企業法	
4. 行動計画	
現在策定作業が進められている企業法施行細則において、取締役会の決議ルールは国際約束に従う旨を規定する。	
行動計画の進捗	進捗の評価
<p>10月9日のWT会合において、越側より、WTO加盟条件第503号において、「企業法施行前に設立された企業が、WTOコミットメント第51項を適用するために定款を変更する際には、取締役会出席者の過半数の合意があればよい」旨規定されており、施行細則においても同旨を規定する方向と説明があった。</p>	○

「合併企業の入札に関する意思決定の改善」

ベトナム側関係機関	計画投資省
1. 現状の問題点	
<p>入札法において、越側国営企業が30%以上出資する合併企業の設備等の発注に際して入札が義務づけられていることから、効率的な投資判断かつ迅速な投資実行の妨げとなっている。本来、企業は事業環境の変化に応じて柔軟に決定を行い、企業の競争力を高める必要がある。この観点から、入札に関する意思決定の手続きを改善する必要がある。</p>	
2. 事例（企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。）	
<p>日系A社は、製造第2ライン増設に関わる投資ライセンスを取得した。本件増設工事実施については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1期工事との整合性 ・ 技術的な特殊性 <p>等々の点から入札方式が実質的に馴染まないにも関わらず、ライセンス取得後1年以上経過した現在でも本投資案件は円滑に進捗できずにいる。</p>	
3. 根拠法令及び条項	
「入札法」No.61/2005/QH11(2005年11月25日公布、2006年4月1日施行)	
4. 行動計画	
越側国営企業が30%以上出資する合併企業が、入札法に従って設備発注の入札方式を取締役会において決議する場合、出資総額の65%以上の賛成により決議できることとする(つまり、企業法第52条を準用する。)	
行動計画の進捗	進捗の評価
<p>企業法の施行前に設立された企業については、WT1-1の行動計画が実施されれば自動的に解決する。</p>	<p style="text-align: center;">○ (評価はWT1-1に依存する)</p>

「投資に関する制限の明確化」

ベトナム側関係機関	計画投資省
<p>1. 現状の問題点</p> <p>投資法の施行細則において、「投資が認可されない、或いは投資が条件付となる投資分野のリスト」が規定される予定であるが、当該リストは、協定等との整合性を図り、かつ明確に示される必要がある。</p>	
<p>2. 事例（企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。）</p>	
<p>3. 根拠法令及び条項</p>	
<p>4. 行動計画</p> <p>投資法の施行細則において「投資が認可されない、或いは投資が条件付となる投資分野のリスト」を規定する。また、投資家がベトナムでの投資について検討しやすくする観点から、投資条件と解禁スケジュールを明示したリストを作成する。</p>	
<p>行動計画の進捗</p> <p>投資法施行細則の公布により条件付き投資分野のリストが規定された。WTO加盟のコミットメントにおいてサービス分野の条件を詳しく規定した。これと日越投資協定の除外リストを併せると、サービス分野については、日本の投資家が守るべき投資条件と解禁スケジュールが明確である。他方で、製造業、鉱業等の分野の投資条件と解禁スケジュールを明示した資料については、2007年中に計画投資省が工業省等と協力してわかりやすい資料を作成する予定（10月末又は11月上旬に最終ドラフトを提出する予定。）。資料は、日本語にも翻訳し、無料で配布するとともに、WEBサイトにも掲載することを予定している。</p>	<p>進捗の評価</p> <p style="text-align: center;">○</p>
<p>日本側の進捗</p> <p>（ベトナム側コメント）5月25日のモニタリング委員会において、計画投資省は資料の作成に対知る日本側の支援を求めたことを受け、現在、JICAが協力をしているところ。また、WEBサイトへの掲載については、三菱東京UFJ銀行が協力をしている。</p>	

「F/Sが企業活動を制約しないことの明確化」

ベトナム側関係機関	計画投資省、商業省
<p>1. 現状の問題点</p> <p>外国投資法に基づき企業の設立認可時に提出したフィージビリティ・スタディ(F/S)について、外資系二輪組立生産企業の部品輸入については公文書No. 1854/VPCP-QHQTにおいて、「F/Sは企業の活動を制約するものではない」との見解が示されているが、他業種の部品輸入については制約しないことが明確になっていない。</p>	
<p>2. 事例（企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。）</p>	
<p>3. 根拠法令及び条項</p> <p>外国投資法</p>	
<p>4. 行動計画</p> <p>投資法施行細則に基づき、全ての業種の部品輸入に関し、F/Sの内容は「企業の活動を制約するものではない」ことを明確にする公文書を公布する。</p>	
<p>行動計画の進捗</p> <p>10月9日のWT会合において、越側から、「F/Sが企業活動を制約しないという考え方は既に普及しているため、あえて公文書において規定する必要性はない。今後、仮に問題が発生した場合には、計画投資省から公文書を発出することとしたい。」との提案があった。これを踏まえ、日本商工会で検討した結果、越側の考え方を支持するとの回答があった。</p>	<p>進捗の評価</p> <p style="text-align: center;">◎</p>

「外国投資家による株式保有の円滑化」

ベトナム側関係機関	証券委員会、財政省
1. 現状の問題点	
<p>外国投資家によるベトナム企業への投資は、外国投資家に株式譲渡することが認められている非上場企業については首相決定36号により30%まで、また、上場企業は首相決定238号により上場株式の49%まで緩和され、一部の特定分野を除いて外資導入が進むことが期待される。しかし、Decree187号及びCircular126号において、国営企業の株式化の際に戦略的投資家に優先的に(市場経由ではなく)譲渡できる株式は「放出株式の20%を上限とする」との規定がある。また、外国投資家は戦略的投資家として認められていない。この規定に従えば、外国投資家が放出株式の20%以上の取得を望む場合は市場経由で調達する必要があり、実質上の持ち株制限となる。例えば、国営企業の株式会社化の際に日本企業が戦略的に提携を行いたい場合、上記の点がネックとなり投資に踏み切れなくなることが想定される。</p>	
2. 事例 (企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。)	
3. 根拠法令及び条項	
<p>Decree 187 Circular 126 issued by MOF dated Dec.24, 2004</p>	
4. 行動計画	
<p>Decree187号及びCircular126号を改正し、外国投資家を戦略的投資家とすることを可能とするとともに、株式取得の上限を拡大する等、外国投資家が株式の取得を容易にできるようにする。</p>	
行動計画の進捗	進捗の評価
<p>政令187号を改訂した政令109号を決定済み。国内投資家のみならず外国投資家も戦略的投資家になることができる。株式化される企業は、株式化の時点で、最低限、定款資本の25～30%を外部に売却しなければならないとされ、このうち50%を戦略的投資家に売却できる。改正政令は非上場企業、上場企業の別なく適用される。政令109号に係る通達については、現在作成中。10月9日のWT会合において、越側より、通達案を作成したところで、日本側に送付し、意見交換を行う用意があるとの説明があった。</p>	○
5. 実施中又は実施予定の日本側支援(ODAに限定せず、企業からの直接の協力を含む)	
証券取引所機能強化プロジェクト(JICA、2006年～)	

「外国投資の窓口機能の強化」

ベトナム側関係機関	計画投資省
1. 現状の問題点	
ベトナム政府は、外国投資に関連する各種許可発行やトラブルシューティングに関して矛盾が生じた場合、コンタクト・ポイントとしての計画投資省が、関係省庁と連携し、外国投資法や国際約束に整合的な法的措置又は実体上の措置が講ずる体制を整えてきつつある。体制の更なる強化により、投資家が安心してベトナムでの投資を推進できるようにする必要がある。	
2. 事例(企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。)	
3. 根拠法令及び条項	
4. 行動計画	
計画投資省と関係省庁との連携の枠組みの構築、地方分権の推進と権限の明確化等、投資家が更に安心してベトナムでの投資を推進できる体制を構築する。具体的には、計画投資省外国投資庁において、定期的に関係省庁担当者を集めて投資相談日を設定する等、投資管理に責任を有する国家機関の窓口としての機能を強化する。	
行動計画の進捗	進捗の評価
<p>計画投資省の調整機能を強化するために、次の3つの取り組みを実施した。</p> <p>(1) 首相決定に基づき投資法・企業法のモニタリング・タスクフォースを設置した。委員長はフック計画投資大臣で、関係省庁がメンバーとなっている。法施行に際しての問題解決を図るため、首相にも文書の公布を提言できる。地方で起こった問題については、ミッションを派遣して問題を解決している。企業が直接タスクフォースに問題提起し、解決を求めることが出来る。事務局は中央経済管理研究所。既に、本タスクフォースによって解決し、首相に報告した案件(経営許可書の廃止提案)あり。</p> <p>(2) 計画投資省から首相府に対し、投資活動管理についての中央と地方の関係に関する法規文書のドラフトを提出した(2007年3月7日付)。現在司法省の審査を受けている。</p> <p>(3) 地方の計画投資局の職員に対する啓蒙のため、投資法・企業法のセミナーを全国で実施した。また、WTO加盟の啓蒙セミナーを、JICAの支援を受けてハイフォン、ダナン、ホーチミン、カントー、ハノイで実施した。</p> <p>10月9日のWT会合において、日本商工会から、投資法・企業法に限らず、幅広い問題についても相談できる窓口の設置を要望し、越側からは、「そのような窓口の設置に向けた権限関係(上記(2))は現在調整中。窓口機能に加え、Q&A集も作成予定。」であるとの回答があった。</p>	○
5. 実施中又は実施予定の日本側支援(ODAに限定せず、企業からの直接の協力を含む)	
<p>外国投資促進政策アドバイザーの派遣(2005年～、JICA)</p> <p>外国投資環境整備プロジェクト(2006年～、JICA)</p> <p>商工会議所(VCCI)ダナン事務所への専門家派遣(2005年、JETRO)</p> <p>投資関連コスト比較調査(2006年、JETRO)</p> <p>日系製造業実態調査(2006年、JETRO)</p> <p>ITミッションの派遣及び商談会の開催(2006年、JETRO)</p> <p>外国投資アドバイザーの配置(2006年～、JETRO)</p> <p>日本からのビジネス投資ミッションの派遣(2006年、2007年、JETRO)</p> <p>ビジネス環境セミナーの日本国内及びASEAN域内での開催(2006年～、JETRO)</p> <p>外国投資促進のための行政官キャパシティ・ビルディング(2006年、日ASEANセンター)</p> <p>ベトナム投資ガイドの出版(2006年、日ASEANセンター)</p> <p>投資促進セミナー(2006年、日ASEANセンター)</p> <p>日本からの投資視察ミッションの派遣(2006年、日ASEANセンター)</p>	
6. 日本側支援に対する要望と日本側の対応	
<p><計画投資省の要望></p> <p>外国投資庁に対するJICA専門家派遣の延長</p> <p>【日本側の対応】 正式な手続きによる要請があれば実現に向け検討する。</p>	
日本側の進捗	
<p>JICAの投資政策アドバイザー派遣を2008年まで延長した。</p> <p>JICAは、外国直接投資実施機関の能力向上を目的とした外国投資環境整備プロジェクトについて、2007年半ばの開始に向け外国投資庁と協議中。</p>	

「優遇税制改正時の意見聴取」

ベトナム側関係機関	財政省、計画投資省
1. 現状の問題点 2003年12月22日付政令164により、突然、外資企業に対する優遇税率が後退した。突然の優遇税制の変更はベトナムへの投資を誘致している企業と潜在的な投資家に大きな不信感を与えることから、変更の手続きを改善する必要がある。	
2. 事例（企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。）	
3. 根拠法令及び条項 投資法、Decree164/2003/ND-CP、Decree158/2004/ND-CP、Circular128/2003/TT-BTC、Circular88/2004/TT-BTC	
4. 行動計画 外資企業に対する優遇税制を変更する際には、日本商工会に対して意見聴取を行う。	
行動計画の進捗 財政省は、政令24号(2007年)により2007年1月以降の優遇税制を変更した際に、日本商工会に意見聴取の文書(2006年12月11日付文書)を送った。 (日本側コメント)5月25日のモニタリング委員会及び10月15日のWT会合において、日本側は財政省に対し、今後、優遇税制の改正が実施される際に、日本商工会に意見聴取をするよう求め、越側から了承を得た。	進捗の評価 ○

「法人税の損金項目の拡大」

ベトナム側関係機関	財政省
1. 現状の問題点	
<p>会社の操業に関連して発生した経費は原則損金にするべきであるが、現在次のものが損金に認められていないか、制限を受けており、企業経営、従業員の待遇改善、社会貢献等の制約となっている。</p> <p>① 広告費・販売促進費は通常経費10%までの上限がある。 ② 別棟での寄宿舎・食堂の建設・運営費用が損金計上できない。 ③ 従業員（役員を除く）への1ヶ月を超える賞与は損金計上できない。 ④ 従業員のためにする福利厚生費（レクリエーション活動、会社イベントなど）の損金計上ができない。 ⑤ 寄付金は全て損金計上できない。</p>	
2. 事例（企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。）	
3. 根拠法令及び条項	
Decree164/2003/ND-CP, Circular128/2003/TT-BTC	
4. 行動計画	
<p>法人税法を改正する場合には、広告費・販売促進費、寄宿舎・食堂の建設費・運営経費、従業員の賞与、福利厚生費及び寄付金の損金算入について、日本商工会から意見を聴取する。</p>	
行動計画の進捗	進捗の評価
<p>財政省は、自らの権限で拡大できる損金項目（市場調査、展示会、食堂、医療センター、教育に対する資金協力等）について定めた政令24号に係る通達案の作成作業を進めており、日本商工会から意見聴取する。それ以外の損金項目については法人税法改正の際に検討することとなり、検討の際には日本商工会から意見聴取する。</p> <p>（日本側コメント）10月15日のWT会合において、日本商工会は、広告費の損金算入並びに、企業が業績の良い場合に労働契約に定めた以上の賞与を支払い及びその全ての損金算入について検討を求めた。これに対し、財政省は内部でも色々な議論が出されており、検討中であると答えた。</p>	○

「移転価格税制の改善」

ベトナム側関係機関	財政省
1. 現状の問題点	
<p>移転価格税制は2004年1月からスタートしたが、独立企業間価格の決定方法に関するガイドラインは2005年12月に公布されたばかりである。法律ではガイドラインに沿って実施することとされているが、ガイドラインの公布以前にさかのぼって適用されないことを確認する必要がある。</p> <p>ガイドラインについて草案の公開と意見聴取を行ったことは高く評価するものの、最終的に公布されたガイドラインは、下記の通り、他国よりも厳しい点が幾つかあるとの指摘が日本企業よりなされている。</p> <p>1) 関連者の定義が厳しいため、納税者に過大な負担がかかることが懸念される。【提案: (a) 株式又は資産の20%以上とされているが、日本では50%以上である、(b) 最大株主且つ株式又は資産の10%以上とされているが、25%以上が望ましい、c) 恒久的施設を関連者としているが、関連者としたくない方が望ましい、d) 仕入れ価格の50%以上を占めるサプライヤー及び販売価格の50%以上を占めるカスタマーを関連者とされているが、関連者としたくない方が望ましい、e) 業務提携会社を関連者としているが、関連者としたくない方が望ましい。】</p> <p>2) 文書の保存をベトナム語で求められている。【提案: 英語での保存を認めることが望ましい。】</p> <p>3) 四分位範囲に属する比較対象取引の中から最も比較可能性の高い比較対象取引を1つ選定し、その比較対象取引の値、且つ中央値よりも高い値を設定しなければならない。【提案: 四分位範囲に収まっていれば調整なしとすることが望ましい。】</p> <p>4) Pan-Asianの会社が比較対象会社として認められていない。【提案: アジア各国に拠点を置く多国籍企業が一つの分析(ドキュメンテーション)のみでアジア各国の移転価格コンプライアンスに対応できるようにすることが望ましい。】</p>	
2. 事例（企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。）	
3. 根拠法令及び条項	
Circular 117/2005/TT-BTC dated 19 Dec 2005	
4. 行動計画	
① 通達117号が発効する前に発生したケースにはこの通達を適用しないことを確認する。この通達が発効する前に発生したケースについては、発生時点において有効な規定に基づいて処理する。	
② 移転価格税制の改正時に企業の意見を参考にする。	
行動計画の進捗	進捗の評価
① これまでの間、日本企業から不当なルールの適用があったとの報告はない。	○
② 10月15日のWT会合において、移転価格税制の改定に際して、日本商工会の意見を参考にすることについて、日越間で再度確認した。	○

「個人所得税(外国人)の引き下げ」

ベトナム側関係機関	財政省、計画投資省
1. 現状の問題点 ベトナムは近隣アジア諸国と比べて居住者・非居住者への個人所得税額が高い。また、税務計算・納税手続きに多大な事務量と経費がかかる。こうした企業の負担は海外から人材を派遣する際の障害になっており、また、製品の価格競争力にも悪影響を与えている。日本商工会としては、近隣アジア諸国を参考に、累進課税の最高税率を30%程度、非居住者の税額を一律10%程度とすることを希望する。	
2. 事例（企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。）	
3. 根拠法令及び条項 Circular Nol.81/2004/TT/BTC (August 13,2004), guiding the implementation of the government's Decree No.147/2004/ND-CP (July 23,2004), detailing the implementation of the ordinance on income tax on high income earners.	
4. 行動計画 ベトナムの発展段階と技術レベルを考慮すれば、今は積極的に技術移転を奨励すべき時であり、外国投資誘致の競争力の強化のために個人所得税の税率は総合的見地から再考する必要がある。かかる観点から、高所得者に対する個人所得税の改正する際には(2007年前半国会提出、2009年1月施行予定)、外国人の居住者及び非居住者に対する個人所得税額を、近隣アジア諸国と同程度へ引き下げること検討する。	
行動計画の進捗	進捗の評価
国会に個人所得税法案を提出し、現在第1回目の審議を受けているところ。法案はアジアの近隣国の制度を参考に策定した。 現在、国会常務委員会に提出中。	○

「個人所得税の所得控除制度の導入」

ベトナム側関係機関	財政省
<p>1. 現状の問題点</p> <p>日越共同イニシアティブ・フェーズ1(項目3(2))において、「ベトナムに適した所得控除制度を新個人所得税法に盛り込むことを国会に提案する」とされていた。新個人所得税法は2007年中の国会可決が予定されており、その中で所得控除制度を取り入れた公平且つ簡素な税制とすることが必要である。</p>	
<p>2. 事例（企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。）</p>	
<p>3. 根拠法令及び条項</p> <p>Circular No1.81/2004/TT/BTC (August 13,2004), guiding the implementation of the government's Decree No.147/2004/ND-CP (July 23,2004), detailing the implementation of the ordinance on income tax on high income earners.</p>	
<p>4. 行動計画</p> <p>所得控除制度について、新個人所得税法(2007年前半の国会で審議、2009年1月施行予定)の検討の際に、法律策定法に基づき関係者から意見聴取を行う中で日本商工会から意見聴取を行う。</p>	
行動計画の進捗	進捗の評価
WT2-4に同じ。	○

「自動車の部品輸入関税」

ベトナム側関係機関	財政省税政策局、税関総局、工業省、計画投資省
1. 現状の問題点	
<p>CKD一括輸入関税からパーツ・パイ・パーツ(以下P-P)輸入関税への移行に際してP-P輸入関税の方が割安になるとの説明の下、2004年11月23日の第1回評価・促進委員会で日越双方は『CKD関税からP-P関税への移行に際し、適切なP-P関税の設定と両制度の適切な並行運用を行う為に、ベトナム政府と自動車業界で構成するTFを設けて検討を行う。』ことが合意された。又2005年9月10日付決議第57号によりP-P関税の税率表を公布し、2006年1-12月はCKD関税とP-P関税の税率を企業が任意で選択出来ることとなった。2005年11月29日の第2回評価・促進委員会では、「決議第57号を実施する為の通達(ガイドライン)を策定する際に、財政省は日系自動車メーカーと協力する。」とされているが、日系自動車メーカーはガイドラインについて未だ協力要請を受けていない。</p>	
2. 事例 (企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。)	
3. 根拠法令及び条項	
2005年9月10日付財政省決議第57号	
4. 行動計画	
<p>P-P輸入関税による輸入が円滑に実施され、CKD一括輸入関税による輸入よりも割安となることを日越双方で引き続き検証する。財政省は、2006年9月を目処に中間評価を行い、2007年1月以降、再度評価を行う。これらの評価の際には、財政省は関係する日本企業から意見を聴取する。</p>	
行動計画の進捗	進捗の評価
<p>【乗用車】 財政大臣決定39号(2006年7月28日)に基づき、乗用車のP-P輸入関税を実施している。乗用車部品のP-P輸入関税は14~22%となり、CKD関税の25%から下がった。</p> <p>(日本側コメント)5月25日のモニタリング委員会において、日本側は、今回の評価は、あくまで2007年末までの行動計画に沿って評価したものであり、2008年以降の関税撤廃を議論するEPA交渉に影響を与えるものでない旨述べた。</p>	○
<p>【トラック】 財政大臣決定39号(2006年7月28日)に基づき、トラックのP-P輸入関税を実施している。トラック部品のP-P輸入関税は7~17%とあり、CKD関税よりも大幅に上がった。VAMA(ベトナム自動車工業会)から財政省に、トラック部品のP-P関税をCKD関税と同等レベルに下げよう意見を提出していた。10月3日自動車業界輸入実務者会議の結果、MOFより「エンジン等先端技術の部品については、従来の保護政策を見直し、2008年度に税率を引き下げ、P-P輸入税率の低下を図る。」と表明した。これに関連し、10月15日のWT会合において、越側より、「日越共同イニシアチブでは、試行的に、CKDからP-Pでの輸入関税を実施したとの認識。今後、同施策について評価を行い、継続の可否を判断する。」と回答があった。</p> <p>(ベトナム側コメント)エンジンやトランスミッションについての関税引き上げの理由は、日本からベトナムに技術移転がなされ、国内生産が行われることを期待したため。これが難しい話ならば、関税率を下げてよい。</p>	△
5. 実施中又は実施予定の日本側支援(ODAに限定せず、企業からの直接の協力を含む)	
ベトナム自動車工業会による税関職員を対象としたP-P通関実務のワークショップ(2006年4月24日ハノイ、4月27日ホーチミンにおいて実施済)	

「電機電子部品の税制」

ベトナム側関係機関	財政省、郵政電信省、工業省
1. 現状の問題点	
<p>白物家電製品の主たるMFN部品関税は、3月3日付財政省決定（12/2006/QD-BTC）により5%に低減された。ベトナム政府の努力は大いに評価できる。一方、タイ政府は、3月2日104品目の電機電子製品、同製品用部品に必要な輸入部材の関税を免除するスキームを発表し、翌3日から施行された（上記104品目の輸入税免除対象部材は700強の品目）。ベトナム白物家電メーカーの主たる競争相手は、アセアン諸国メーカー、特にタイメーカーであり、タイメーカーの部品関税が免税となったことで、ベトナムメーカーの競争力は相対的に著しく低下し、市場から排除されることが危惧される。</p>	
2. 事例（企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。）	
<p>タイ政府は、電機電子産業分野における優位性の増進、国際競争力の維持、東南アジアにおける電機電子製造ハブとして基盤強化を一層高める為、下記優遇措置等を導入し、投資企業の競争力を大幅に強化促進すると共に、投資企業のサプライチェーン構築への貢献を積極的に展開中。</p> <p>(1) 中国・アセアンFTA交渉において、冷蔵庫、洗濯機等主要白物家電製品並びに電機電子機器をセンシティブ品目に載せ、2012年迄関税20%を維持し、自国電機電子産業を保護育成。</p> <p>(2) 3月3日より冷蔵庫、洗濯機を含む電機電子製品、同部品の製造用輸入部材の関税を免除。</p> <p>(3) 電機電子産業育成の為同産業向けの標準的な新恩典として、法人所得税を5-8年間免除。</p> <p>冷蔵庫、洗濯機等ベトナム電気電子産業の主たる競争相手はタイ企業であるが、タイ政府は、電機電子産業を同国の最重要産業の一つとして捉え、戦略的に上記(1)、(2)、(3)等を積極的に推進し、中長期的視野の下、電機電子産業の競争力の維持増進に努めると共に投資と生産を促進している。タイメーカーは、政府の強力な支援を得て高い競争力を維持し輸出を積極的に展開している。他方、ベトナムメーカーには戦略的支援もなく、部品産業も脆弱な為熾烈な国際競争下で大幅に競争力が低下。このままでは市場からの退場が余儀なくされる。</p>	
3. 根拠法令及び条項	
<p>Decision No: 12/2006/QD-BTC dated Mar. 3, 2006 Law on Import and Export No: 45/2005/QH11 dated Jun. 14, 2005</p>	
4. 行動計画	
電機電子産業の優遇政策を検討する。その過程で日本側提案を参考にする。	
行動計画の進捗	進捗の評価
<p>電子部品の関税は、2006年の引き下げに続き、財政大臣決定2号（2007年1月5日）により更に引き下げられた。財政省は、外国企業投資協会を通じ、日本企業からも意見を聴取し、製品の関税より部品の関税が高い場合には、部品の関税をを引き下げた。</p> <p>（日本側コメント） ・5月2日の会合において、日本側は、依然として関税は高く、特に高額な部品とベトナムで製造できない部品の関税が高いとの認識を述べ、財政省に更なる引き下げを求めた。これに対し、財政省は関税の改訂は継続的に検討しているので、文書による意見を受け付けると回答した（7月6日付で日本商工会より、電機電子部品の関税に係る会議の開催を求め文書を発出。）。</p> <p>・5月25日のモニタリング委員会において、日本側は、今回の評価は、あくまで2007年末までの行動計画に沿って評価したものであり、2008年以降の関税撤廃を議論するEPA交渉に影響を与えるものでない旨述べた。</p> <p>・7月6日付の文書が未達のため、10月15日のWT会合において、越側に、改めて電機電子部品の関税に係る会議の開催を求め、10月30日に会議を開催した。</p>	○

「決済制度の整備」

ベトナム側関係機関	中央銀行
1. 現状の問題点	
現在、手形・小切手は広く使用されていない。2005年末に手形と小切手による決済に関し譲渡手段法が公布された。現在、中央銀行は譲渡手段の発行、流通、委譲に関する問題の実施をガイダンスを作成中である。首相指示13号を実施するため作業グループが設立され、現在、ベトナムにおいて現金を使用しない決済手段の使用強化のための現金不使用決済プログラムを編纂中である。	
2. 事例（企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。）	
3. 根拠法令及び条項	
中央銀行法、信用組織法、譲渡手段法	
4. 行動計画	
以下を実施することにより手形・小切手等による決済の普及を図る。 ①譲渡手段法を実施するための法規指導文書（政令、通達、中央銀行頭取決定等）を公布する（2006年中） ②2020年を見通した2006年から2010年までの現金不使用決済プログラム（手形交換所の設立スケジュール案が含まれる予定）を策定する。	
行動計画の進捗	進捗の評価
① 2006年中に小切手の供給と使用に関する中央銀行決定30号（2006年7月11日）、手形の収集及び収集の代表者に関する中央銀行決定44号（2006年9月5日）を公布し、必要な法規指導文書の公布を終えた。	◎
② 首相決定291号（2006年12月29日）により現金不使用決済プログラムが決定された。この中の一つの項目としてACH(Automatic Clearing House)があり、ACHの中に手形交換所の機能がある。プログラムは、ACHを2009年から2010年に設立するとしている。現在、世界銀行の支援によるF/Sを検討中。	◎
5. 実施中又は実施予定の日本側支援（ODAに限定せず、企業からの直接の協力を含む）	
金融政策アドバイザーの派遣（JICA、2006年～）	
6. 日本側支援に対する要望と日本側の対応	
<中央銀行の要望> ①決済制度法体系整備と手形交換所設立の研究 ②手形交換所のシステム開発 ③現金を使用しない決済に関する職員研修や普及のための広報 【日本側の対応】①～③の要望について、金融政策アドバイザーとのコンサルテーションを通じて明確にする。その上で日本側の支援について検討する。	
日本側の進捗	
JICAは、2006年から金融政策アドバイザーを中央銀行に派遣し、ACHに関するアドバイスを実施している。また、JICAは今後のさらなる協力の可能性について中央銀行と相談している。	
（ベトナム側コメント）5月2日の 会合において、中央銀行は、日本銀行及び日本の商業銀行での研修に関し、支援の検討を要請した。日本側は、現在派遣中の金融政策アドバイザーの経費による対応を検討する旨、回答した。10月15日のWT会合において、世界銀行のファイナンスの利用を検討するものの、JICAからの支援を要請した。	

「税法・会計法の法令遵守」

ベトナム側関係機関	財政省
1. 現状の問題点	
ベトナム企業の税法、会計法遵守を促す取り組みが必要である。	
2. 事例（企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。）	
①VATインボイスについて、品物により0, 5, 10%の3種類の税率があり、ベトナム企業発行のインボイスに誤りがあるケースを見受ける。特にベトナム企業との取引において、取引先が税務署から修正指摘を受け、支払い金額の変更依頼を受けることがある。	
②ベトナム企業の財務状態が不明瞭なことが多いために、ベトナム企業との取引が拡大しない。	
3. 根拠法令及び条項	
Law on accounting, Law on VAT, Law on CIT	
4. 行動計画	
①税管理法案(2006年前半の国会提出、2007年1月施行予定)により、徴税担当公務員の権限の明確化、自主的な納税申告制度等を整備する。	
②ベトナム企業に税法及び会計法を遵守させるための啓蒙・宣伝活動を強化する。	
行動計画の進捗	進捗の評価
① 2006年秋、税管理法が公布された。同法は2007年7月1日から施行される。	◎
② 2006年までに全国64の税局及び約600の税支局の全てに啓蒙活動を実施し、質問を受け付ける窓口となる機関を設立した。朝のテレビ番組での税法の説明(財政省副大臣、テレビ局副局長との間で、番組放映に係る長期協力について合意。)、租税局及び関税局のWEBサイトでの情報提供、企業登録の窓口機関との協力による中小企業への啓蒙活動を実施している。財政省内の質問窓口では毎月約30件の質問に答えている。また、64省の行政改革を実施し、ワンストップサービスを実現することで、納税手続を改善した。	○
5. 実施中又は実施予定の日本側支援(ODAに限定せず、企業からの直接の協力を含む)	
税務行政改革支援プロジェクト(2005年～2008年、JICA)	
日本側の進捗	
JICAは、税務行政改革支援プロジェクトにおいて、短期専門家派遣や本邦研修受入を通し、日本が取り組んできた青色申告制度や税務調査制度、納税者向け広報サービス等にかかる事例を紹介をし、税務総局による上記4. ①、②に関する試行的取り組みを支援中。これまで、職員資質向上のための「マナーブック」作成、納税者電話相談サービス等が実現化している。	

「法人税申告書類の提出期限の延長」

ベトナム側関係機関	財政省
1. 現状の問題点	
<p>監査済財務諸表と法人税確定申告書の提出期限は、会計年度終了後90日以内であるが、12月締めが集中していること、旧正月休みがあること、ベトナム企業からの残高照会の返信に時間がかかること、監査法人と会計士が不足していること、日本企業の多くは法人税申告納税制度にまだ慣れておらず外部のサービスもまだ量的に十分でないことから、適正な資料を作成するための時間が不足している。監査済財務諸表と法人税確定申告書の提出期限については、事前の届出により、期限を30日延長できるようにすることが適当と考えられる。</p>	
2. 事例（企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。）	
3. 根拠法令及び条項	
Decree164/2003/ND-CP, Circular128/2003/TT-BTC	
4. 行動計画	
<p>法人税法改正案(2008年前半国会提出、2009年1月施行予定)を国会に提出する際に、日本側提案及び他国の事例を参考として監査済財務諸表及び法人税確定申告書の提出期限を検討する。</p>	
行動計画の進捗	進捗の評価
<p>法人税法改正案では、申告期限の延長ができるのは、事故等の場合のみとなる見込み。次期法人税改正時には、申告期限の延長に関する日本商工会から意見を聴取する。</p>	○

「個人所得税申告書類の提出期限の延長」

ベトナム側関係機関	財政省
1. 現状の問題点	
個人所得税申告は、提出期限が2月末であるが、特に外国人については海外から情報を取り寄せたり本社の署名が必要なため、適正な資料を作成するための時間が不足している。個人所得税申告については、期限を3月15日(15日が土日の場合は次の月曜日)とすることが適当と考えられる。	
2. 事例（企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。）	
3. 根拠法令及び条項	
Decree No.147/2004/ND-CP (July 23,2004), Circular Nol.81/2004/TT/BTC (August 13,2004)	
4. 行動計画	
個人所得税法改正案(2007年前半国会提出、2009年1月施行予定)を国会に提出する際に、日本側提案を参考として個人所得税申告書の提出期限を検討する。	
行動計画の進捗	進捗の評価
7月1日付で決定された税管理法により、個人所得税法案には、申告書類の提出期限は、これまでの60日から90日に変更された。	◎

「違法ストライキに対する厳正な対処」

ベトナム側関係機関	MOLISA
1. 現状の問題点 労使間の準備期間が少ない中での今回の最低賃金改定は、労使関係に悪影響を及ぼし、労働法の規定に違反する何件かの違法なストが行われた。今後かかる事態が発生しないように、正当でないストに対する厳格な対応を明確にする必要がある。	
2. 事例（企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。） 南部の日系企業	
3. 根拠法令及び条項 労働法 第14条、第170条～173条 政令113号	
4. 行動計画 ①ストライキに関する労働法の改正に際し（2006年前半の国会提出、後半の国会で決議）、日本商工会からの書簡による求めに応じ意見聴取を行う。 ②改正労働法の実施細則の策定に際し、日本商工会からの書簡による求めに応じ意見聴取を行う。 ③違法ストライキが発生した場合、改正労働法及び実施細則に従って処分を行う。 ④当局より労使双方に対し、違法ストライキが発生した際の当局の対応を理解させるための普及活動を行う。 ⑤日本企業において違法ストライキが発生した場合、日本側から求めがあれば、ベトナムの関係国家機関が法律に基づいて解決策を探るための相談に応じる。	
行動計画の進捗	進捗の評価
① 日本商工会はMOLISAに対し意見書を2回送った。MOLISAは日本商工会からの意見を踏まえ改正案を作成した。昨年秋の国会で労働法14章が改正されたが、労働法に反映できなかった部分は実施細則改正案において検討される。	◎
② 2007年7月1日の改正労働法の施行に向け実施細則（4つの政令）を公布することとしており、第122号（ストライキを禁止する企業リスト）、第133号（現場での和解体制に関する政令）は公布済み。違法ストライキの賠償に関する政令及びストライキの禁止に関する政令については、案を作成し、意見募集中。	◎
③ MOLISAは、改正労働法及び実施細則の実施並びに自省の権限において労働紛争を解決するために、日本商工会と意見交換を行う。	○
④ MOLISAはベトナム商工会議所（VCCI）を通じて企業に対する研修を実施し、労働組合を通じて労働者に対する研修を実施した。法改正の啓蒙については、政府の法律啓蒙計画に則り行う予定。	○

(次ページへ続く)

<p>⑤ 南部の工業団地に違法ストに対応するためのタスクフォースを設置し、地方の労働局(DOLISA)と工業団地局が参加した。違法ストが発生した際にはタスクフォースが介入し、案件によってはMOLISAが直接介入して解決を図った。 10月5日のWT会合において、本項目について、引き続きフォローアップを行うことを、日越間で確認した。</p>	
<p>5. 実施中又は実施予定の日本側支援(ODAに限定せず、企業からの直接の協力を含む)</p>	
<p>日本商工会は、MOLISAから要請があれば、日本企業が実施している労使関係を良好に保つための活動・経験について情報提供を行う。また、日本商工会はMOLISAが行う普及活動に協力する。</p>	
<p>6. 日本側支援に対する要望と日本側の対応</p>	
<p><MOLISAの要望> 労使環境改善に関するプロジェクト [日本側の対応]協力についてMOLISAと相談する。</p>	
<p>日本側の進捗</p>	
<p>(ベトナム側の要望)MOLISAから、日本国大使館及びJICAに対し、下記(1)～(5)の支援の検討について要望があった。10月16日のWT会合でも再度言及。</p>	
<p>(1)労使環境の改善 労働契約、労働時間、ストライキ、外国人労働者を含めた労働環境等に関し、できれば今年9月まで、遅くとも1月には視察団を派遣したい。派遣するのはMOLISAとDOLISAの職員で、7名から10名程度。</p>	
<p>(2)職業訓練校のIT人材の養成能力向上 職業訓練校におけるソフトウェア開発の人材育成について支援を得たい。調査を実施してニーズを把握し、パイロットとして1つの学校を選び、その成果を他校へ広めていきたい。想定されるのはカリキュラム、講師養成、基準策定などの技術協力。</p>	
<p>(3)労働法改正に向けた調査・研究 今秋の国会においてMOLISAが労働法改正の対象とスケジュールを提案するので、国会で承認され次第、長期専門家の派遣を正式に要請したい。労働契約、労働時間、賃金規定に関する調査・研究を重視したい。</p>	
<p>(4)失業保険制度に関するセミナー MOLISAは第4四半期に失業保険制度の政令案を政府に提出する予定。既にMOLISAは政令案を策定し、今後各省に協議する予定。本件についてJICAの支援を得てセミナーを開催し、専門家から日本等の制度を紹介していただき、MOLISA案と比較して、議論を行いたい。セミナーの出席者はMOLISA、DOLISA、ベトナム商工会議所、労働組合など。ILOバンコク事務所の日本人専門家が適当と考えており、JICA主催のセミナーとしてこの専門家を招聘していただきたい。</p>	
<p>(5)日本の最低賃金制度に関する資料の提供 日本の最低賃金制度に関する資料の提供をお願いしたい。資料はベトナム語か英語で提供していただきたい。</p>	

「外資企業及び国内企業の最低賃金統一」

ベトナム側関係機関	MOLISA
1. 現状の問題点	
外資企業の最低賃金引き上げにより、国内企業との格差は拡大したが、内外企業同一取り扱いの精神に基づき改善が必要である。今後の見通しを明確化するため、現在検討されている2008年から2010年までの統一スケジュールを早期に策定する必要がある。	
2. 事例（企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。）	
3. 根拠法令及び条項	
2006年1月6日付 Decree 03/2006/ND-CP	
4. 行動計画	
外資企業と国内企業の最低賃金を統一するためのスケジュールを策定する。	
行動計画の進捗	進捗の評価
MOLISAは、2007年から2012年までの最低賃金統一スケジュール案を策定し、首相に提出した。スケジュール案はいくつかのオプションを示したものであり、早ければ2010年、遅くとも2012年に統一する案となっている。	◎
5. 実施中又は実施予定の日本側支援（ODAに限定せず、企業からの直接の協力を含む）	
6. 日本側支援に対する要望と日本側の対応	
<MOLISAの要望> 賃金政策策定に関する支援 [日本側の対応] 協力についてMOLISAと相談する。	
日本側の進捗	
WT3-1に同じ。	

「外国契約者の最低賃金廃止」

ベトナム側関係機関	MOLISA
1. 現状の問題点	
外国契約者が雇用するスタッフの最低賃金が通常の最低賃金法とは別に定められており、市場の賃金を無視した高い水準に設定されている(エンジニアUS\$500、セクレタリーUS\$250等)。外国契約者といえども、ベトナム国内で事業を行う企業であり、内外企業同一取り扱いの精神に鑑み改善が必要である。	
2. 事例 (企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。)	
3. 根拠法令及び条項	
Decision 1037/QD-BLDTBXH dated Oct 6,2000	
4. 行動計画	
国内と外資の最低賃金の統一スケジュールの検討の際に、外国契約者の最低賃金についても併せて検討する。(日本商工会としては、外国契約者の最低賃金は通常の最低賃金と同一とすることを希望。)	
行動計画の進捗	進捗の評価
WT3-2に同じ。	◎
5. 実施中又は実施予定の日本側支援(ODAに限定せず、企業からの直接の協力を含む)	
6. 日本側支援に対する要望と日本側の対応	
<MOLISAの要望> 賃金政策策定に関する支援 [日本側の対応]協力についてMOLISAと相談する。	
日本側の進捗	
WT3-1に同じ。	

「時間外労働の上限拡大」

ベトナム側関係機関	MOLISA
1. 現状の問題点	
労働に関する競争力を高め、投資環境をより良くするために、時間外労働に関する規定を合理的な内容に改定することが必要である。時間外労働時間は現在、通常年間200時間(特例300時間)と定められているが、特例以外の一般産業においても、緊急の要求または季節的要因は存在するので、上限を拡大する必要がある。また、研究開発及び技術開発に係る業務は、その業務の性質上、時間外労働が多くなるので、これらの職種に対する時間外の枠を別途定めることが必要である。	
2. 事例 (企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。)	
3. 根拠法令及び条項	
労働法 第69条(時間外労働) Decree 109/2002/ND-CP, 27 Dec., 2002	
4. 行動計画	
時間外労働の上限について調査・研究し、その結果に基づき次回労働法改正において時間外労働の上限を関係機関に提案する。	
行動計画の進捗	進捗の評価
2009年に労働法改正案を国会に提出する予定。現在、MOLISAが改正に向けて調査・研究を進めており、労働時間について調査を実施した。 (日本側コメント)5月3日の会合において、日本商工会は、日系企業や様々な業種(ITなどの知識集約型業種)から意見を聞くことを要望した。これに対し、MOLISAから了解する旨回答があった。 (ベトナム側コメント) 10月16日のWT会合において、時間外労働の上限拡大に向けた調査について、日本の支援を要請。	○
5. 実施中又は実施予定の日本側支援(ODAに限定せず、企業からの直接の協力を含む)	
6. 日本側支援に対する要望と日本側の対応	
<MOLISAの要望> 時間外労働の上限に関する調査・研究に対する支援 [日本側の対応]協力についてMOLISAと相談する。	
日本側の進捗	
WT3-1に同じ。	

「強制無期限労働契約の廃止」

ベトナム側関係機関	MOLISA
1. 現状の問題点	
労働法では、期限の定めのある労働契約は、3度目の更新時には無条件に期限の定めのない契約とすることが義務づけられている。しかし、これを理由に3度目の契約更改をしないことがあり、結果として労働者の安定した雇用につながっていない。	
2. 事例（企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。）	
3. 根拠法令及び条項	
労働法第27条第2項	
4. 行動計画	
労働契約の形態について調査・研究し、その結果に基づき次回労働法改正において労働契約の形態を関係機関に提案する。	
4. 行動計画	
法人税法改正案(2008年前半国会提出、2009年1月施行予定)を国会に提出する際に、日本側提案及び他国の事例を参考として監査済財務諸表及び法人税確定申告書の提出期限を検討する。	
行動計画の進捗	進捗の評価
2009年に労働法改正案を国会に提出する予定。現在、改正に向けて調査・研究を進めており、労働契約についてドンナイ省とビンズオン省などの工業団地から調査した。 (日本側コメント)5月3日の会合において、日本商工会は、日系企業や様々な業種(ITなどの知識集約型業種)から意見を聞くことを要望した。これに対し、MOLISAから了解する旨回答があった。	○
5. 実施中又は実施予定の日本側支援(ODAに限定せず、企業からの直接の協力を含む)	
6. 日本側支援に対する要望と日本側の対応	
<MOLISAの要望> 労働契約の形態に関する調査・研究に対する支援 [日本側の対応]協力についてMOLISAと相談する。	
日本側の進捗	
WT3-1に同じ。	

「賃金テーブルの登録情報の適正な扱い」

ベトナム側関係機関	MOLISA
1. 現状の問題点	
<p>労働法において賃金テーブルのDOLISAへの登録が義務づけられているが、一部のDOLISAはこの登録された賃金テーブルを用い、他社に対し賃金を引き上げるよう指導している。賃金テーブルは、法定最低賃金を確保した上であれば、企業独自に決定するべきものであり、DOLISAが干渉すべきではない。また、DOLISAは企業が登録した内容について秘密を守るべきである。</p>	
2. 事例（企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。）	
<p>①南部の一部のDOLISAは、最適賃金を遵守している企業に対し、賃金水準の高い企業の実名とその具体的水準を示し、その水準まで引き上げるよう強い指導を行っている。</p> <p>②南部の一部のDOLISAが実施した賃金テーブルの登録に関する説明会では、社長や役員の賃金を含め、全ての賃金を最低賃金倍数で表すサンプルが示され、これに従うよう指導された。しかし、企業が定める賃金体系は企業毎に多様であり、DOLISAの指導は実態と乖離している。</p>	
3. 根拠法令及び条項	
労働法57条	
4. 行動計画	
<p>①MOLISAから各地方人民委員会のDOLISAに対し、企業が登録した賃金テーブルに関する全ての情報は企業秘密として取扱い、対外的な公開は行わない旨を通達する。</p> <p>②下記の問題が発生した場合には、MOLISAからDOLISAに対し、個別に指導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃金に関する法令を遵守しているにもかかわらず、DOLISAが賃金に関する干渉を行う場合 ・賃金テーブルについて、DOLISAが各企業の独自フォーマットを認めない場合 	
行動計画の進捗	進捗の評価
<p>① MOLISA公文書3851号(2006年11月11日)を公布して地方労働局を指導した。</p>	◎
<p>② MOLISAは、賃金テーブルの主な登録事項を規定した通達14号(2003年)の改訂案について、意見交換のため日本商工会に送付した。</p> <p>(日本側コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5月3日の会合において、日本商工会は、賃金を仕事の内容で決める職種、能力で決める職種、年齢で決める職種、勤続年数で決める職種など様々なタイプがあるので、登録内容を明確にしすぎると企業の実態に合わなくなると述べ、通達を改訂する際の考慮を求めた。MOLISAはこの考えに理解を示した。 ・5月25日のモニタリング委員会において、日本商工会は次の通り述べた。 <p>「DOLISAから企業に対する書き方指導という形で、賃金テーブルを他社に開示したり、賃金を上げるよう干渉が行われている。企業名を公表することについては企業から了解がとれていないので公表できないが、ホーチミン市とドンナイ省で頻繁に起きている。ホーチミン市とドンナイ省に対する指示の徹底をお願いします。」</p>	◎

「輸入計画登録制度の廃止」

ベトナム側関係機関	商業省、計画投資省
1. 現状の問題点 外国投資法の規定に基づき、外資企業は全ての輸入貨物(部品、原料、消耗品、設備等)に関し、事前に商業省(もしくは工業団地委員会)に対して輸入計画の登録を行わなければならないとされてきたが、手続きに1~2週間かかり、ベトナムにおける円滑な生産活動の障害となっている。	
2. 事例 (企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。) 	
3. 根拠法令及び条項 外国投資法	
4. 行動計画 投資法の施行に伴い、輸入計画の登録制度を完全に廃止する。	
行動計画の進捗 商業省通達4号(2007年)により輸入計画登録制度が完全に廃止された。しかし、税関が輸入計画の登録を求めており、実体が変わっていない。税関総局は、輸入計画の登録のあり方に関し、日本商工会と引き続き意見交換を行う。	進捗の評価 ◎

「通関書類の簡素化」

ベトナム側関係機関	財政省、税関総局
1. 現状の問題点 各種税関手続きにおいて、以下のような手続きが求められるため、輸出入者は書類原本の手配・整理・回付等の為に、多くの手間と時間をかけている。 ①様々な書類の原本が求められる。例えば、輸入者認証のコピー書類にて通関した場合には、事後に原本提出を求められる。 ②通関書類のベトナム語訳を求められる。 ③Purchase Order(P/O)のSeller確認署名などの署名と印鑑の押印を求められる。 ④電子書類にも署名を求められる。	
2. 事例（企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。）	
3. 根拠法令及び条項	
4. 行動計画 ①輸出入通関の申告において英語の書類を提出する場合、英語の書類に不明な点がある場合を除き、越語訳を求めない。この旨、税関総局から各支局に通達する。 ②電子通関の実現を促進し、通関作業の簡素化を進めていく。 ③税関総局は定期的(6ヶ月に一度)商工会と通関簡素化に関する意見交換会を行い、その際の簡素化要請に対して検討し、回答する。	
行動計画の進捗	進捗の評価
① 通関書類の簡素化について、税関総局と日本商工会は意見交換を行う。	○
② ホーチミンとハイフォンで電子通関(e-custom)を試験的に実施中。また、米国の協力を得てクーリエの電子通関手続きのプロジェクトを実施し、昨年末に終了した。これら2つの試験的プロジェクトについて結果を評価し、通関貨物の多い8つの地域(ハノイ、クアンニン、ハイフォン、ダナン、ホーチミン、ドンナイ、ビンズオン、バリアブントオ)に拡大して実施する予定。 USTDAと電子通関手続のプロジェクトについて、意見交換を実施。	○
③ 日本商工会は税関総局に対し、意見交換会の開催要望を文書で提出した。これに対し、税関総局は意見交換会の開催に原則同意した。今後、開催に向けて調整を進める。	○

「保稅貨物の通関手続の簡素化」

ベトナム側関係機関	財政省、税関総局
1. 現状の問題点	
<p>保稅貨物の通関手続に関し、以下の問題がある。</p> <p>①進出企業が円滑な生産活動を行うため、国内企業は進出企業に対してJust In Timeの納入を行う必要がある。しかしながら、輸出加工企業(EPE)又は輸出加工区(EPZ)と国内企業が取引する場合には、原則、商品の納入毎に通関作業が必要とされる。</p> <p>② ①と同様の必要性から、保稅在庫からの頻度の高い納入に対してニーズが高くなっているが、保稅在庫から納入する毎に通関作業が必要とされる。</p> <p>③港湾地区または空港からの保稅貨物の最終仕向地までの国内移動について、手続きが煩雑である。</p>	
2. 事例（企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。）	
3. 根拠法令及び条項	
4. 行動計画	
<p>①輸出加工企業(EPE)が行う国内売買に関する輸出入通関において、輸出通関を行う税関支局と、それに対応する輸入通関を行う税関支局が異なっている場合であっても包括通関を可能とする。この旨、税関総局から各支局に通達する。</p> <p>②税関総局は定期的(6ヶ月に一度)商工会と保稅倉庫手続きの簡素化に関する意見交換会を行い、その際の簡素化要請に対して検討し、回答する。</p>	
行動計画の進捗	進捗の評価
<p>① 中間モニタリングにおいて、日越双方で、年末までの間、日本側が求める包括通関が、法令に基づき認められるかフォローすることを合意済み。 10月18日のWT会合において、日本商工会より越側に、「政令154号(2005年12月15日)と財政省通達112号(2005年12月15日)に基づき、日本側が求める包括通関は認められるようになったものの、通関ごとに検査が行われ、実体として通関のスピードアップに繋がっていない。また、ハノイとホーチミン間の取引では認められない」と説明。包括通関が出来た場合と出来ない場合の具体的な申請情報を、日本商工会から越側に情報提供する。</p>	○
<p>② WT4-2③に同じ。</p>	○

「合理的な貨物検査の導入」

ベトナム側関係機関	財政省、税関総局
1. 現状の問題点	
税関での貨物検査については、不正品を通関するリスクと通関の迅速性についてはトレードオフの関係にある。これまではリスクの低減を重視した検査が行われてきたが、リスクを低減しつつ迅速性を確保する合理的な検査手法を早期に導入する必要がある。	
2. 事例（企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。）	
3. 根拠法令及び条項	
4. 行動計画	
税関での貨物検査について、リスク管理及び迅速化の観点から合理的な方法により実施する。	
行動計画の進捗	進捗の評価
以前は全ての貨物を検査していたが、リスク管理を徐々に導入して合理化している。手荷物用のX線検査装置は既に導入しているが、コンテナ用のX線検査装置の購入資金については、日本の支援を要請しており、また財政省にも予算要求している。ハイフォン、ホーチミン、クアンミン、ダナンなどの大型港湾への導入を予定している。AEO（大規模企業への優先）制度について、2006年から2008年末の間、EUとの協力により行動計画を作る予定（行動計画は現在税関総局内で調整中。）。グリーンカードは既に新規発給を停止しており、将来的にはAEO制度に統一する予定。	○
5. 実施中又は実施予定の日本側支援（ODAに限定せず、企業からの直接の協力を含む）	
税関行政近代化のための指導員養成プロジェクト（2004年～2007年、JICA） 財務省関税局による「リスク管理」に係る専門家派遣並びに受入研修（2005年実施済み）	
日本側の進捗	
<ul style="list-style-type: none"> ・外務省は、大型コンテナ用X線検査装置整備に関する無償資金協力について、検討中。 ・JICAは、税関行政近代化のための指導員養成プロジェクト（2004年～2007年）において、「関税評価」「事後調査」「HS分類」について、国際標準に沿った実務研修を行う指導員を育成した。 ・JICAは、税関業務改善のための長期専門家を2007年から2008年まで派遣することを決めた。専門家は関税評価やHS分類にかかる改訂作業のフォローや、国際標準に沿った税関手続き改善にかかる助言を行う。 ・JICAは、税関リスクマネジメント能力向上プロジェクトを2007年から実施することを決めた。タイを拠点とし、地域協力税関リスクマネジメント手法の導入のための制度整備や人材育成の実施を予定。 	

「通関手続に関する見解の統一」

ベトナム側関係機関	財政省、税関総局
1. 現状の問題点	
通関作業において、申請方法・フォーマット・費用などが各税関において異なる運用がされていることがある。また、輸入品分類においても、各税関の判断が異なる場合がある。このような異なる判断に対して、強制的な最終判断を早急に下せる調整機関が必要である	
2. 事例（企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。）	
3. 根拠法令及び条項	
4. 行動計画	
通関手続に関する見解の統一に関し、モニタリング期間中、以下の点を実施されているか日越双方が確認する。 ①通関手続の方法と輸入品目の分類について、企業は次の順に判断を求めることができる。地方税関支局長、地方税関局長、税関総局長、財政大臣 ②通関手続の方法と輸入品目の分類に関する企業からの相談は、税関総局管理監督部が国際協力部を通じて受け付ける。	
行動計画の進捗	進捗の評価
① 日本側から問い合わせした実績はない。	○
② 日本側から問い合わせした実績はない。	○
5. 実施中又は実施予定の日本側支援(ODAに限定せず、企業からの直接の協力を含む) 税関行政近代化のための指導員養成プロジェクト(2004年～2007年、JICA)	

「国際陸路輸送の円滑化措置」

ベトナム側関係機関	交通運輸省
1. 現状の問題点	
中国広西自治区との国際陸路輸送において、国境付近での短距離の相互乗り入れしか認められていないため、国境付近での狭いスペースで限られた積替業者による作業を強いられており、輸送の安全性と経済性が損なわれている。	
2. 事例（企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。）	
3. 根拠法令及び条項	
4. 行動計画	
ランソンを経由した中国広西自治区とハノイ及びハイフォン間の相互車両乗り入れに関し、実現に向けた協議の進捗に関する情報（公表可能な範囲の情報）を日本商工会に提供する。	
行動計画の進捗	進捗の評価
5月4日の会合において、交通運輸省から進捗状況に関する情報提供があった。 10月18日のWT会合において、交通運輸省から進捗状況に関する情報提供があった。	○

「物流基幹道路の安全性向上」

ベトナム側関係機関	交通運輸省
1. 現状の問題点	
物流の基幹道路たる主要国道において、バイク・自転車・歩行者・動物等の無秩序な往来により、輸送車輛の安全が阻害されている。	
2. 事例（企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。）	
3. 根拠法令及び条項	
4. 行動計画	
2020年までの交通戦略に基づき、物流基幹路線の安全性向上のための具体的な計画を策定し、当該計画に基づく改良工事を実施する。	
行動計画の進捗	進捗の評価
<ul style="list-style-type: none"> ・2020年までの交通安全マスタープラン及びこれに基づく具体的な計画の策定に関し、JICAによる調査開始（2007年6月予定）に向け、準備を進めた。調査は2007年から2008年にかけて実施される予定。 ・北部10省・市にまたがる国道3号、5号、10号及び18号線の交通安全向上に関し、JBICは2005年にパイロット調査を支援し、2006年にSAPROFを実施した。2007年3月に両国政府は北部国道交通安全向上プロジェクトの実施に合意した。 ・6月29日に、決議32号が制定され、二輪車についてのヘルメットの装着の義務付けが規定された。また、政令146号により、罰金額の引き上げを行った。 	○
5. 実施中又は実施予定の日本側支援（ODAに限定せず、企業からの直接の協力を含む）	
道の駅マスタープラン（開発調査）（2006年-2007年、JICA） 交通安全SAPROF（2006年春～、JBIC）	
6. 日本側支援に対する要望と日本側の対応	
<p>＜交通運輸省の要望＞</p> <p>国道3、5、10、18号線の改良工事に関する円借款供与 [日本側の対応]交通安全SAPROFの結果を踏まえ検討する。</p> <p>10月18日のWT会合において、越側から日本商工会に対し、交通安全キャンペーンへの協力要請があった。 [日本側の対応]要請について日本商工会で検討する。</p>	
日本側の進捗	
<ul style="list-style-type: none"> ・国道3、5、10、18号線の改良工事及び交通安全教育に関し、2007年3月に円借款の供与に合意した。 ・2020年までの交通安全戦略及びこれに基づく具体的な計画の策定に関し、2007年6月からJICAによる調査が開始される予定。 <p>（ベトナム側コメント）5月4日の会合において、交通運輸省は次の通り説明した。 「南部8省・市の交通安全プロジェクトについて、計画投資省に円借款の要望書を提出したところ。日本の二輪車メーカーが交通安全について活動してきているが、今後多くの企業に参加いただきたい。」</p>	

「国際貨物ターミナルの改善」

ベトナム側関係機関	交通運輸省、NAA、TCS/SGS
1. 現状の問題点 現在のノイバイ空港及びタンソンニャット空港の貨物ターミナルは十分なスペースが無く、国際貨物ターミナルとしての機能が脆弱である。今後の物流の増加に対応すべく、貨物ターミナルの拡張及び運営システムの改善が必要である。特に急増している輸出貨物の荷受システムに問題があり、スムーズなターミナルへの搬入できていない。	
2. 事例（企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。） 	
3. 根拠法令及び条項 	
4. 行動計画 以下の項目を実施する。 ①現在計画されている、ノイバイ空港国際貨物ターミナルの拡張工事を計画通りに進捗させる。（2006年中に第1期工事の完成、2007年中に第2期工事の完成） ②タンソンニャット空港国際貨物ターミナルの建設計画の策定に際し、日本商工会から設備等に関するニーズを検討する。	
行動計画の進捗	進捗の評価
① 中間モニタリング時点では、第1期の入札は終了し、年内に工事が完成する予定であったが、遅延の見通し（第1期は年間16万トンの取扱能力。予算30百万米ドルのうち20百万米ドルが設備費用）。 中間モニタリング時点では、第2期は、第1期の活動開始後の実際の貨物量を踏まえ2008年末に検討することとしていたが、第1期の工事の遅延により、検討時期も遅延の見通し。	△
② 交通運輸省は、日本商工会からの指摘を、管理者であるベトナム航空に連絡済み。現在のターミナルは暫定的なものであり、今後新しいターミナルを建設する予定。現在、土地取得に向け政府承認を得る準備を進めており、本年中に土地取得案の承認が得られれば、早ければ2008年にプロジェクト形成の検討を行う。 （日本側コメント） 5月4日の会合において、日本商工会から、南部の日本企業の意見を2件紹介した。これに対し、交通運輸省から、意見を文書で送付すればベトナム航空に伝える旨回答があった。 (1)タンソンニャット空港のX線装置の数は増えたが、貨物量が増えているため、装置が足りていない。 (2)道路の乗り入れ規制が厳しいため、タイムリーな空港への輸送が出来ない。 このうち、(2)について、5月22日のホーチミン人民委員会と日本商工会との会合において、ホーチミン人民委員会から以下の回答があった。 ・空港への交通規制については、タイムリーな輸送が可能となるよう、通行可能な特別ライセンスの発給について交通警察と一緒に検討している。 (2)については、事前申請によりライセンスが発給されるようになったことを、日本商工会において確認済み。 (1)については、未だ手当てされていないことから、交通運輸省はベトナム航空に対し、再度、日本商工会の意見を伝える。	○

(次のページに続く)

5. 実施中又は実施予定の日本側支援(ODAに限定せず、企業からの直接の協力を含む)

日本からの資機材購入の際には、JBIC輸出金融による支援について相談可能。

6. 日本側支援に対する要望と日本側の対応

<交通運輸省の要望>

チューライ空港貨物ターミナルの建設について、円借款等の資金協力の可能性の検討

[日本側の対応]ベトナム側関係機関と対応について相談する。

日本側の進捗

(ベトナム側コメント)

5月4日の会合において、交通運輸省は、今後日本側に支援を要請する可能性のある3件のプロジェクトについて、次の通り説明した。

(1)ノイバイ空港の第2国際旅客ターミナル(能力は15百万人/年)の建設について、円借款要請を検討している(注:既にロングリストに記載されている)。

(2)チューライ空港をHab- Cargo空港とする計画(能力は5百万トン/年)を立てており、政府によるマスタープラン承認を待っているところ。これが承認されれば、各方面に投資を呼びかけることになる。

(3)ロンタイン空港(能力は100百万人/年)について、マスタープランをこれから作る所。

「輸出入禁止・制限品目の公表」

ベトナム側関係機関	天然資源環境省、公安省、水産省、工業省、建設省
1. 現状の問題点	
政府により公布された輸出入に係わる政令12号の添付表において、関係各省が輸出入の禁止および制限品目のHS Codeを公布することとされている。各省がそれぞれHS Codeのリストを公布しているようであるが、一覧できるリストがないために企業が法令を遵守することが難しい状況にある。	
2. 事例（企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。）	
3. 根拠法令及び条項	
2006年1月23日付 No. 12/2006/ND-CP 商業省通達4号(2006年4月6日付)の付録1	
4. 行動計画	
輸出入禁止および制限品目のHS Codeを2006年末までに公布する。	
行動計画の進捗	進捗の評価
(1)天然資源環境省は12号決定(2006年9月8日付、生産原料の目的で輸入する廃棄物のリスト、リストにはHS-Codeを記載)を公布し、必要なリストの整備を終えた。 (2)公安省が管理している消防機材などについて、税関総局と協力してリストを作成中。現時点での進捗については、未回答。 (3)水産省は15号決定(2006年9月8日)を公布したが、このリストにはHS Codeが記載されていない。現在、税関総局と協力してHS Code付のリストの策定作業を進めており、ほぼ完成している。5月に公布する予定。現時点での進捗については、未回答。 (4)工業省は1号通達(2006年6月付、化学品のリスト)を公布し、必要なリストの整備を終えた。 (5)建設省は、建設資材に関する27号決定(2007年9月6日)を公布し、必要なリストの整備を終えた。	P 天然資源環境省、工業省(現商工省)及び建設省は措置済み

「不正輸入の防止」

ベトナム側関係機関	財政省税関総局
1. 現状の問題点	
多くの輸入業者は、完成自動車(16人乗り以下の中古乗用車を除く)の輸入に際し、不正に低い価格をインボイスに記入することで関税を免れている。このような不正輸入により、国内自動車産業は不利益を被っている。また、板ガラス等について、アンダーバリューを中心とする不正輸入の為に、国内市場での不当な競争を余儀なくされている。	
2. 事例(企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。)	
①以前より、完成輸入車のアンダーバリューによる不正輸入の事例が新聞などで報道されている。 ②トラックでは従来より中古車の輸入が認められているが、実輸入額ではなく、あらかじめ決められた車種別価格表に基づく課税(みなし課税)となっており、実際の輸入額よりもアンダーバリューとなっている事例が多いとの情報有り。	
3. 根拠法令及び条項	
4. 行動計画	
①適切な税関申告価格を評価するため、ベトナム側関係機関と日本商工会が参加する会議を3ヶ月に1度開催する。 ②税関総局は、日本商工会が税関申告価格を評価するために、情報交換する。 ③不当な税関申告価格を発見したときは、取締当局は適切な法的措置を講ずる。	
行動計画の進捗	進捗の評価
① ・板ガラス: ベトナム建築ガラス協会と日系ガラスメーカーは、2007年1月3日に税関総局密輸防止捜査局との第1回会合を開いた。また、2008年1月にハノイ及びホーチミンでベトナム建築ガラス協会主催の勉強会を開催し、本勉強会に税関総局職員も参加し、情報交換及び意見交換を行うこととしている。 今後も引き続き、税関総局はベトナム建築ガラス協会からの要請に基づき、随時、適切な税関申告価格を評価するための情報交換及び意見交換の場を設定する。 ・トラック: 昨年5月に車歴5年以上の中古トラックの輸出禁止規制が施行されたことで、中古トラックは前年の1割程度しか輸入されていない。会議についてはこれまで開催する必要がない状態が続いているので要望していない。	○
② ・板ガラス: 第1回会合において、協会がアンダーバリューで申告している業者を通報した。密輸防止捜査局からは今後調査するとの回答を得た。今後も引き続き、①の情報交換及び意見交換の場において、税関申告価格を評価するための情報交換を行う。 ・トラック: 税関総局からVAMA(ベトナム自動車工業会)に対し、定期的に輸入車に関する情報提供を受けている。	○
③ 板ガラス: 第1回会合において、協会がアンダーバリューで申告している業者を通報した。密輸防止捜査局からは今後調査するとの回答を得た。①の2008年1月に開催されるベトナム建築ガラス協会主催の勉強会において、日越双方は、調査が適切に実施されるかフォローする。 今後も引き続き、①の情報交換及び意見交換の場において、取締当局が不当な税関申告価格に対して適切な法的措置を講じているかフォローを行う。	○
5. 実施中又は実施予定の日本側支援(ODAに限定せず、企業からの直接の協力を含む)	
税関行政近代化のための指導員養成プロジェクト(2004年～2007年、JICA)	

「中古車輸入の基準設定」

ベトナム側関係機関 商業省・工業省・計画投資省・財政省・VR-運輸省・STAMEQ-科学技術省・GDC	
1. 現状の問題点	
越政府は2006年5月1日より、16人乗り以下の中古車輸入解禁を発表した。品質・性能に問題のある中古車の輸入を厳しく取り締まる方策が無ければベトナム国内自動車産業のビジネス機会が脅かされる。また、交通問題・環境問題などベトナムの社会・国民生活にも甚大な影響を与えかねない。自動車工業会の意見を踏まえ、定額税率の設定(20%の範囲で事後調整が可能)、車齢制限(6ヶ月以上5年未満の中古車に限る)、走行距離制限(1万km以上の中古車に限る)、基準外車両の強制再輸出等の措置を講じたことは評価されるが、これらの措置の執行状況をモニタリングする必要がある。また、製造年の把握方法(偽装防止策)、環境・安全基準の規定など詳細が不明であり、これらについては明確にする必要がある。	
2. 事例 (企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。)	
粗悪な中古輸入トラックによる交通障害、光化学スモッグ・喘息等の国民の健康被害の多発が社会問題化している。	
3. 根拠法令及び条項	
Decree 12/2006/ND-CP, MOF : Decision 98	
4. 行動計画	
<p>①定額課税に関し20%の調整幅が確保されているが、この適用基準を明確にする。また、実施時には業界との意見交換を行う。</p> <p>②ラグジュアリーモデルの定額課税額については、5月の実施後、再評価し、影響が大きい場合には見直しを行う。</p> <p>③定額課税の税率の見直しについて、定期的に自動車メーカーから要請を聞く機会を設ける。</p> <p>④中古車の輸入状況に関するデータを整備するとともに、現地の自動車工業会が参加して制度の評価を行う。</p>	
行動計画の進捗	進捗の評価
<p>①～④の全てについて、実施されていない。</p> <p>日本商工会から商業省に対し、①～④に関し関係機関と意見交換を行う会議について、アレンジを依頼する書簡を提出した。</p> <p>中間モニタリングにおいて、「日本側から具体的な議題の提案があれば、計画投資省が関係省庁に連絡して会議をアレンジする」旨回答があったことを踏まえ、日本商工会より計画投資省に対し、会議アレンジの要請書を提出。計画投資省は、現時点では、会議を開催できるかを判断できないと回答。</p>	P

「環境規制の適正な施行」

ベトナム側関係機関	天然資源環境省、内務省
1. 現状の問題点	
<p>下記①～⑤等が主な原因となり、多くの企業が環境規制を遵守していない。このため、環境汚染が工場周辺の住民の健康を害するなどの社会問題が発生している。外資企業が環境汚染の原因となっている可能性のある国内企業から部品調達することは経営上のリスクとなるため国内企業からの部品調達が進まない。日本企業をはじめとする環境規制を厳密に遵守している企業とそうでない企業が存在する。</p> <p>①排水・排気に関する規定に対し、政府認定検査機関による検査結果があまり正確ではない。また、数値検査報告および管轄機関による監査実施状況が企業によって異なる。</p> <p>②工業廃棄物、害毒廃棄物に関する規定違反について罰則規定はあるが徹底されていない。</p> <p>③焼却炉の仕様基準について、全ての産業の焼却炉の基準に医療廃棄物と同等の厳しい基準が適用されており、現実的ではない。</p> <p>④環境保護に関する認識が不十分。</p> <p>⑤生産技術と環境処理技術は現在の要求に対応できていない。</p>	
2. 事例（企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。）	
<p>報道によると、ティバイ川の近隣77社を検査したところ、環境基準を守っていたのは10社のみ。</p>	
3. 根拠法令及び条項	
<p>①産業排水に関するベトナム基準(TCVN5945-2005)</p> <p>②産業排水に関するベトナム基準</p> <p>③危険な廃棄物管理に関する通達12号(2006)</p> <p>④害毒廃棄物に関する規定(155/1999/QD-TTg)</p> <p>⑤医療廃棄物に関する規定(175/CP TCVN6560-1999)</p> <p>⑥環境保護法(2005)</p>	
4. 行動計画	
<p>以下の項目を実施する。</p> <p>①2006年7月に施行される改正環境保護法の実施細則として、環境基準、罰則及び環境管理体制に関する法令を早期に公布する。</p> <p>②環境基準の取締に際し、罰則規定を適正に適用する。これらの適用状況をデータにて確認する。</p> <p>③廃水処理・産業廃棄物処理に関し、適切なりサイクル及び処理・処分が出来る体制構築のためのマスタープランを策定する。</p>	
行動計画の進捗	進捗の評価
<p>①改正環境保護法の細則として、政令80号(2006年8月9日、実施細則)と政令81号(2006年8月9日、環境基準違反に対する罰則)を公布した。さらに、天然資源環境省は多くの通達を公布した。例えば、通達8号(2006年9月8日付)により環境影響報告書の作成と審査について規定し、通達12号により危険な廃棄物管理について規定した。また、天然資源環境省は、科学技術省STAMEQと協力して環境基準を改訂し、内務省と協力して組織に関する政令案を政府に提出した。測定については、JICA専門家の協力により測定の質の向上を図ってきたところであり、今後、測定に関するガイドラインを作成する予定。</p>	○

<p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公安省は天然資源環境省と協力して取締りを実施している。公安省は環境警察を設置したが、地方省に支局を設置する計画がある。 ・天然資源環境省による検査結果は以下の通り。 <p>(1) ニェウ川・ダイ川流域における環境汚染の原因になる恐れがある135箇所の企業を検査した結果 環境影響評価報告書、または環境基準達成登録書(環境保護約束書)を策定した企業は101社(74.8%)である。 排水処理所がある企業は74社、排気処理等の大気汚染対策に取り組んでいる企業は83社(61.5%)、固形廃棄物を修理する企業は115社である。</p> <p>(2) チヴァイ川流域における77箇所の企業と工業団地(工業団地を運営している企業は12社、工業団地に入っている企業は56社、その他9社)を検査した結果 排水処理所がある企業は49社(63.6%)、排気処理等の大気汚染対策に取り組んでいる企業は18社(23.4%)、固形廃棄物を修理する企業は60社である。</p> <p>(3) 化学品製造業の検査結果 全国の化学品製造業の140企業のうち、68社検査して来た。 環境影響評価報告書、または環境基準達成登録書(環境保護約束書)を策定した企業は62社、91.2%である。 排水処理場がある企業は48社(70.6%)、排気処理等の大気汚染対策に取り組んでいる企業は40社(58.8%)、固形廃棄物を修理する企業は59社(86.7%)である。</p> <p>2005年、2006年にMONREはドンナイ省、ビンズオン省、ナムディン省、ハタイ省、ホーチミン市の6省で環境保護状況検査を実施してきた。90社の企業を検査し、環境違反行政罰則として8億ドンを超える罰金を徴収した。 ・天然資源環境省は、検査した企業名を日本側に提供した。これを日本側が分析したところ、検査対象が外資企業に偏っていないことが明らかになった。</p>	○
<p>③</p> <p>首相府は建設省に対し、固形廃棄物処理場のマスタープランを作成するよう指示した。これを受け、建設省が天然資源環境省などの関係省庁と協力し、マスタープランの作成を進めている。</p>	○
<p>5. 実施中又は実施予定の日本側支援(ODAに限定せず、企業からの直接の協力を含む)</p>	
<p>グリーン・エイド・プラン(2001年～、経済産業省) 環境管理の専門家派遣(2006年～2008年、JICA) 環境管理行政コア人材養成計画(2006年～2008年、JICA) 水環境技術能力向上プロジェクト(2003年～2006、JICA) 循環型社会形成に向けてのハノイ市3Rイニシアティブ活性化プロジェクト(2006年～、JICA) 環境管理技術能力向上プロジェクト(2007年～、JICA) JICA本邦研修「化学産業における環境管理技術」、「大気汚染対策」、「生活排水対策」、「湖沼水質保全」、「廃棄物3R・再資源化」、「廃棄物管理総合技術」、「京都メカニズムプロジェクト担当者養成」、「地域環境保全対策と技術」、「環境の中の有害物質汚染対策」 化学品に関するレスポンシブル・ケア協会設立を支援するための専門家派遣(2005年～、JETRO) ベトナム企業における環境問題解決を支援するための専門家派遣(2005年～、JETRO) ホーチミン市産業廃棄物マニフェスト情報管理システム整備実証事業(2006年、JETRO)</p>	

(次のページに続く)

6. 日本側支援に対する要望と日本側の対応

<天然資源環境省の要望>

①環境管理の体制整備に関する協力

[日本側の対応]現在MONREに派遣しているJICA専門家の活動を踏まえ、今後の展開を相談する。

②測定機材の支援

[日本側の対応]現在MONREに派遣しているJICA専門家の活動を踏まえ、今後の展開を相談する。

③河川の汚染対策

[日本側の対応]MONREからの開発調査(ハノイ近郊広域河川流域環境管理)の要請について、採択を前向きに検討中。

④環境分野(3R、CDM)への企業の参入促進

[日本側の対応]具体的な協力について、協議を通じて明確にする。

⑤廃水の課金制度の改善

[日本側の対応]現在実施中の水環境技術能力向上プロジェクトにおいて対応している。

日本側の進捗

①JICAは、2009年まで環境管理の専門家を派遣することを決めた。JICAは、2006年10月に天然資源環境省職員10名を対象に、日本における1ヶ月間の研修を実施した(今後も実施する予定)。

②JICAは、大気観測モニタリングステーションを設置済みであり、2007年は観測ネットワークに関する計画策定を支援する。

③JICAは、2007年から河川流域環境管理に関する開発調査を実施することを決めた。

④JICAは、2006年からハノイ市の生ゴミ分別とコンポスト化のパイロットプロジェクトを開始した。天然資源環境省と日本の経済産業省は、5月16日に開催するグリーンエイドプランにおいて、3RとCDMに関する具体的な協力について協議する。

⑤JICAは、2007年からスタートする水環境技術能力向上プロジェクト・フェーズ2において対応を検討する用意がある。

(ベトナム側コメント)5月8日の会合において、天然資源環境省は次の要望を述べた。「④については政策を策定することを検討中であり、3RとCDMに関する日本の経験を教えていただきたい。また、廃棄物処理のマスタープランについて日本の協力を是非お願いしたい。」

「技術移転契約の基準の明確化」

ベトナム側関係機関	科学技術省
1. 現状の問題点	
<p>技術移転の細則に関する政令第11号(2005年2月2日付/11/ND-CP)の公布、民法改正(2005年6月14日)により、①技術移転の金額の制限廃止、②技術移転契約の承認制度から届出制度への改正、③技術移転契約期間規制の廃止等、技術移転に関する規制が緩和された。</p> <p>さらに現在、技術移転の促進を目的として技術移転法案が検討されているところであるが、その内容については外資企業を含めた企業から意見を聴取する必要がある。</p>	
2. 事例（企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。）	
3. 根拠法令及び条項	
政令第11号(11/2005/ND-CP、2005年2月2日)、民法改正(2005年6月14日)、科学技術省通達30号(2005年12月30日)	
4. 行動計画	
技術移転法案及び同法施行細則案について、法律策定法に基づき関係者から意見聴取する中で日本商工会から意見聴取を行う。	
行動計画の進捗	進捗の評価
<p><技術移転法></p> <p>技術移転法(2006年11月29日)が2007年7月1日から施行され、日本側の関心事項である①技術移転の金額の制限廃止、②技術移転契約の届出制度化、③契約期間規制の廃止の全てが実現する。</p> <p>科学技術省は、ビジネスフォーラム、ベトナム商工会議所(VCCI)、米越通商協定実施プロジェクト(スタープロジェクト)、外国の弁護士等を通じて、多くの企業から意見聴取した上で、国会に法案を提出した。しかし、科学技術省は日本商工会に対し、直接の意見聴取をしなかった。</p>	○
<p><技術移転法施行細則政令></p> <p>2007年7月1日の技術移転法の施行に向け、施行細則、技術移転を禁止・制限・奨励するリスト、行政罰の規定、国家技術の促進基金に関する規定等について政令案を策定中であり、行動計画に従って意見聴取するため、日本商工会に政令案を送付済み。</p>	◎

「知的財産権侵害の取締強化」

ベトナム側関係機関	科学技術省、商業省、財政省、経済警察、裁判所
1. 現状の問題点	
<p>2005年11月知的財産権法が制定され、2004年競争法と併せて、模倣品対策の制度整備は行われた。しかし、実効ある取締りと罰則の適用がなければ、制度構築の効果もなく、実際には市場の拡大に伴う日系企業の被害が拡大することが懸念される。また、WIPO(世界知的所有権機関)の定義等、知的財産権に関する国民の認識をより高める必要がある。</p> <p>近隣諸国からの密輸により知的財産権を侵害した製品が出回る事例が多いため、国境での対策も重要である。現在は著作権、商標権、意匠権の侵害事例や競争法の対象となる複合的事例が多いが、特許権侵害も見られるようになってきており、今後ベトナムの技術力向上とともに事例が増加する可能性がある。</p>	
2. 事例（企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。）	
<p>2輪車メーカーA社が、独自に20省を対象に調査した結果、同社のコピー製品を販売する販売店が800店あった。これらを各省人民委員会の市場管理局に告発したところ、実際に摘発された約1割の販売店に対する罰金は、平均1000米ドルであった。</p>	
3. 根拠法令及び条項	
民法、競争法(2004年)、知的財産権法(2006年)、政令第12/1999/ND-CP	
4. 行動計画	
<p>以下の改善を行う。</p> <p>①知的財産権法において、特許、意匠、商標の審査に期限が設けられたが、実際にこれが遵守される体制を整備する。</p> <p>②127委員会を通じて取締り関係機関の連携を強化し、実態を踏まえた有効な取締りを行うため、税関、市場管理局、経済警察の体制整備と人材育成を行う。</p> <p>③2010年以降に予定されている知的財産権専門の裁判所の設立に向け、官民の相談窓口を整備するとともに、知的財産権庁、地場法律事務所、裁判官等の人材育成を行う。</p> <p>④ベトナム政府は2006年中にマドリッド議定書に加盟する。</p> <p>⑤ベトナム政府はTV、新聞等を通じて知的財産権の侵害とは何かを広く国際基準(WIPOが知的財産保護のために作ったルール、途上国協力等のWIPOが推進する諸施策)に沿った基準で定期的にPRする。</p> <p>⑥知的財産権法により、知的財産権の侵害に対する罰則は、少なくとも侵害によって得られた利益を上回るよう改正されたが、法律の規定に準拠して適切に実施するため関連する各政令を改正・補足する。</p>	
行動計画の進捗	進捗の評価
<p>① 政令103号(2006年9月21日)、同政令の実施通達1号(2007年2月14日)などが整備された。知的財産権庁は、審査作業を迅速に実施するため、さらに多くの規定を整備しているところ。JICAの協力によりオンラインシステムの整備を進めている。また、審査人員を増員した。 知的財産権庁は、知的財産権法施行前の申請についても、早期に審査が終了するよう努める。</p>	◎
<p>② 市場管理局、税関総局、経済警察の体制強化のため、これら機関との協力により研修を行い、人材を育成している。米国、EU、スウェーデン、日本、WIPOの研修に参加した。</p>	○

(次のページに続く)

<p>③ 知的財産権庁は、企業・国民に対する相談窓口として、知的財産権に関する相談センターを設立した。企業に対する知的財産権プログラムを作成し、14のプロジェクトを形成し、33ケースが実施されている。 長期の人材育成コースを通じて、専門家を育成した。多くの国内・国際セミナーを開催し、数千名に対し啓蒙を実施した。 EUとのプロジェクトにより、タイの知的財産権裁判所において最高裁職員を対象に研修を実施した。 知的財産権裁判所の設置に向け、スイスから専門家を派遣してもらう予定。</p>	◎
<p>④ ベトナムは2006年7月11日付けでマドリッド議定書に加盟した。</p>	◎
<p>⑤ WTOの実施に関する16号決議で、知的財産権の啓蒙については規定されており、政府の計画にも記載済み。特別番組を放送するなどにより各メディアを通じて広報、啓蒙を行った。 10月19日のWT会合において、引き続き、PRを継続していく必要性について、日越間で確認した。</p>	◎
<p>⑥ 政令56号(2006年6月6日、罰則)、政令100号(2006年9月21日、民法の知的財産権、著作権に関する規定)、政令105号(2006年9月22日、知的財産権法の実施細則)、政令106号(2006年9月22日、工業所有権の行政罰)、農業大臣決定69号(2006年9月13日、農産物と化学品の実験データの保護)、保健大臣決定30号(2006年9月30日、薬品登録データの保護)が公布された。文化情報省、科学技術省、農業省、財政省、商業省及び公安省により2006年から2010年までの知的財産権侵害取締の行動計画が合意された。知的財産権侵害の取締強化に関する提案が首相に提出された。最高裁判所、科学技術省及び文化情報省は、「工業所有権と著作権に関するガイドライン」と「知的財産侵害の解決に関するガイドライン」となる通達を策定中。科学技術省は知的財産権の鑑定に関する通達を策定中。また、知的財産権の鑑定体制を構築。 10月19日のWT会合及び11月2日のモニタリング委員会において、日本商工会から、法令が整備されたものの実効力が伴わない又は法令の規定が不適切なものがあり(具体的内容については、越側に手交。)、これらを改善しない限り、行動計画が実行されたとみなされない旨発言。 これを踏まえ、知的財産権庁は、知的財産権法に係る適切な規定の策定を引き続き検討するとともに、法令の実施状況を改善する。</p>	○
<p>5. 実施中又は実施予定の日本側支援(ODAに限定せず、企業からの直接の協力を含む)</p>	
<p>知的財産権情報活用プロジェクトを実施中(2005年～2009年、JICA) ベトナム知的財産権協会(VIPA)、ホーチミン市知的財産協会(IPA-HCM)への専門家派遣(2005年～2007年、JETRO) 知的財産セミナーの開催(ハノイ及びHCMC、2005年～2007年、JETRO) 税関職員に対する真贋判定セミナーの開催(2007年、JETRO(IPA-HCMとの共催))</p>	

(次のページに続く)

<商業省の要望>

- ①知的財産権保護に関する政策立案を行う人材の日本留学を通じた育成
[日本側の対応]商業省職員を日本の大学院へ留学させるため、日本の留学制度の活用を検討する。
- ②現場で模造品等の取締を行う人材を育成するための研修
[日本側の対応]JICAの研修への参加について、正式な手続きによる要請があれば実現に向け検討する。

<科学技術省の要望>

- 5. ②③を実施するために必要となる知的財産権実施機関と知的財産権庁の人材育成
[日本側の対応]科学技術省において要望の詳細を明確にする必要がある。

<最高人民裁判所の要望>

- ①裁判官、審査官及び裁判所書記官のために民事法、競争法及び知的財産権法に関する3地域での研修開催
- ②民事法、競争法及び知的財産権法の実施細則の起草及び提言するために経験のある専門家派遣
- ③知的財産権に関する幹部養成と育成講座開催
- ④知的財産権に関する専門裁判所設立の検討を行うための協力
[日本側の対応]最高人民裁判所において要望の詳細と優先順位を明確にされれば、今後の支援について相談していく。

日本側の進捗

JICAは、2007年から2008年までの間、知的財産権執行官等に対する研修を実施することを決めた。研修の対象は、知的財産権庁、税関、経済警察、市場管理局、検察、裁判所等の職員。研修の窓口は商業省市場管理局。

(ベトナム側コメント)5月8日の会合において、知的財産権庁は、次の項目について日本からの支援を期待すると述べた。(1)知的財産権庁の政策策定者と研究員の長期的育成、(2)検察、裁判所、税関、公安を対象とした知的財産権侵害を鑑定する人材の育成、(3)各機関の連携機能強化に関する研修、(4)システム開発の人材育成、(5)啓蒙活動を担当する人材の育成、(6)鑑定機材

これに対し日本側は、原則JICAの研修で対応するが、対応できないものについては今後相談すると述べた。

「法律相談窓口の強化」

ベトナム側関係機関	司法省
1. 現状の問題点	
<p>政令122号(2004/5/18)により、法を所管する各機関が企業および個人に対して法律に関する相談と説明責任が規定されてから2カ年が経過するが、現在まで施行ガイダンスが公布されていない。上記司法相談窓口は関係機関の法制局としているが、具体的な部署が明示されていない。</p> <p>また、企業に対する法律実施支援の強化を目的とする計画が公布されておらず、各省庁・人民委員会が実施すべき企業向け法律支援に関するガイドラインが策定されていない。従って、サービス実施に至っていない。</p>	
2. 事例（企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。）	
<p>A社が法律に関する相談を法務省の窓口で行おうとしたが、窓口からは文書で質問書を提出することを求められ、直接の相談には応じないとの回答があった。</p>	
3. 根拠法令及び条項	
<p>政令122号(2004/5/18) 首相指示13号(2005/04/08)</p>	
4. 行動計画	
<p>以下の項目を実施する。</p> <p>①企業に対する法実施支援に関する施行ガイダンスの速やかな公布 ②企業に対する法実施支援強化計画の速やかな策定 ③各省庁・人民委員会の実施すべき企業向け法律実施支援に関するガイドラインの策定と公布 ④各省庁・地方省の標記窓口の特定化</p>	
行動計画の進捗	進捗の評価
① 企業に対する法実施支援に関する政令を2008年の第1四半期に公布すべく、作業を進めている(12月に政令案を提出予定。)	○
② 法実施支援強化計画を策定中であり、企業に対する法実施支援に関する政令の公布にあわせて公布する予定。	○
③ ①の政令において規定する。	○
④ ①の政令において規定する。	○
5. 実施中又は実施予定の日本側支援(ODAに限定せず、企業からの直接の協力を含む)	

(次のページへ続く)

6. 日本側支援に対する要望と日本側の対応

<司法省の要望>

- ①各省庁及び人民委員会の法律担当部局の能力向上
 - ②国家ビジネス法律データベースに対する協力
 - ③法律普及活動に対する支援
- 【日本側の対応】 支援について相談する。

日本側の進捗

JICAは、2007年～2011年の間、法整備支援プロジェクト・フェーズ4(司法制度改革支援プログラム)を実施することを決めた。プロジェクトは中央司法機関等の判決・執行実務を支援する体制並びにその地方組織に対する指導・助言及び支援能力が改善されることを主な目標とし、以下の4つのコンポーネントから成る協力を予定：(1)パイロット地区(バクニン省)における問題発掘・解決策検討・改善・モニタリングの経験蓄積、(2)地方の法曹・司法局関係者に対する中央司法機関等からの支援体制の強化、(3)民法関連法令等・民訴・行政法・刑訴法の改正・起草、(4)国家司法学院における法曹人材養成。

(日本側コメント)5月8日の会合において、日本側は次の通り述べた。「司法省から要望があった①と③については、法整備支援プロジェクト・フェーズ4により対応する。②については、日本とベトナムの法律改正の仕組みは異なっており、日本のノウハウは活用できない。」

「電子産業マスタープランの策定」

ベトナム側関係機関	郵政電信省
1. 現状の問題点	
電子産業マスタープランは、国家としての明確なる電子産業育成のメッセージを発信することにより、外国投資企業が投資判断を行う際に重要な判断材料になるものであり、早期の策定が必要である。又、他省庁関連計画、法令との整合性をしっかり持たせるべく、関連省庁たる財政省、商業省、交通運輸省、税関総局、税務総局等からの支持取り付けが望まれる。	
2. 事例(企業名を開示しない場合は「A社」等とする。)	
3. 根拠法令及び条項	
4. 行動計画	
マスタープランドラフトを策定する際に、関連省庁と日系メーカーによる意見交換を実施する。	
行動計画の進捗	進捗の評価
<p>2007年5月22日にベトナム側は日本大使館に2020年を視野に入れた2010年までの電子産業マスタープラン案を送付した。2007年5月28日、同案を承認するため、首相は75/2007/QD-TTgに署名した。</p> <p>(1) 今後電子産業マスタープランを見直す際には、情報通信省は、日本企業との意見交換を実施する。</p> <p>(2) 今後電子産業に係る政策を決定する際に、ベトナム側は、日本側、外国及び国内の組織、民間からの意見を引き続き参考にする。それらの意見が適切なものであれば、真摯に受け入れる。</p>	○
5. 実施中又は実施予定の日本側支援(ODAに限定せず、企業からの直接の協力を含む)	
<p>電子産業マスタープラン策定支援のための専門家派遣(2005年～、JICA)</p> <p>中小企業技術支援センタープロジェクト(2006年～、JICA)</p>	

「裾野産業マスタープラン・二輪車産業マスタープランの策定」

ベトナム側関係機関	工業省
1. 現状の問題点	
工業省が策定作業を進めている裾野産業育成マスタープラン及び二輪車産業マスタープランは、ベトナムに進出する外資製造業に大きな影響を与える重要なマスタープランであることから、工業省と企業による緊密な意見交換を通じて策定する必要がある。既に両マスタープランに関し、工業省と日系企業が意見交換を行っていることから、引き続きこれまでの良好な関係を維持していく必要がある。	
2. 事例（企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。）	
3. 根拠法令及び条項	
4. 行動計画	
以下の項目を実施する。 ①工業省が裾野産業育成マスタープラン及び二輪車産業マスタープランの策定を具体的に進める際は、関連機関及び日系進出メーカーとの意見交換の体制を引き続き維持する。 ②特に、二輪産業マスタープランについては、工業省、関連機関及び日系進出メーカーによる共同のワーキンググループを設ける。	
行動計画の進捗	進捗の評価
① 繊維、自動車、二輪車、電子、機械を対象とした裾野産業マスタープランは、首相承認済み。10月17日のWT会合において、同マスタープランに基づくマスタープラン実施計画の策定に際し、日本商工会と意見交換することについて、日越間で確認した。	○
② 二輪車産業マスタープランは、首相承認済み。策定の当初から、ベトナム開発フォーラム（VDF）大野教授がコーディネーターとなり、日本の企業・有識者が参加する共同のワーキンググループを設置し、作業を進めた。	◎
5. 実施中又は実施予定の日本側支援（ODAに限定せず、企業からの直接の協力を含む）	
二輪車産業政策アドバイザーの派遣（2005年～2006年、JICA） 中小企業政策アドバイザーの派遣（2004年～2007年、JICA） 中小企業技術支援センタープロジェクト（2006年～、JICA） 中小企業金融政策に関する研修（2006年、JICA） 金融政策アドバイザーの派遣（2006年～、JICA） 企業への樹脂成形の専門家派遣（2005年、JETRO） 部品調達商談会の開催（2005年、2006年、2007年の毎年1回、JETRO） 部品調達商談会の評価（2006年、2007年、JETRO） ベトナム現地調達実態調査の実施（2007年、JETRO） 産業政策ワークショップの開催（2006年、AOTS）	
6. 日本側支援に対する要望と日本側の対応	
＜工業省の要望＞ ①引き続き、裾野産業育成マスタープラン及び二輪車産業マスタープランを策定するための協力をを行う。 〔日本側の対応〕 現在実施中の協力を継続する。 ②産業政策の策定を行う工業省職員を対象とした日本での研修 〔日本側の対応〕 研修の対象分野、研修内容、研修成果の活かし方などを整理した要請書をMPIに提出して欲しい。	

(次のページに続く)

日本側の進捗

- ①・二輪車産業マスタープランの策定に関し、ワーキンググループを通じた協力を継続している。
 - ・JETROは二輪車産業マスタープランの策定及び貿易円滑化のための専門家を派遣した(2007年1月及び2月の2回)
 - ・JETROは二輪産業マスタープラン策定のための裾野産業等の専門家を派遣する(2007年中)
- ②(ベトナム側コメント)5月10日の会合において、工業省は次の通り述べた。「JICAのスキームで、工業省の政策担当者を対象とした日本研修をお願いしたい。これまで計画投資省が窓口となって日本での研修に参加したことがあるが、工業省に対する研修をお願いしたい。」
- これに関し、本年6月12日、工業省、大使館、JICAは会合を開催し、研修の具体的な要望書の提出を依頼した。

「自動車産業発展のための計画策定」

ベトナム側関係機関	工業省
1. 現状の問題点	
越政府は自動車産業マスタープランを首相承認(04年10月5日)した。	
2. 事例（企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。）	
3. 根拠法令及び条項	
首相決定No.177/2004/QD-TTg(2004年10月5日)「2020年までを視野に入れた2010年までのベトナム自動車産業発展計画の承認」	
4. 行動計画	
ベトナム自動車産業の発展のため、工業省を中心とする自動車産業政策に関係するベトナム政府機関と自動車製造企業が、協力的に政策を議論する場を設置する。	
行動計画の進捗	進捗の評価
2006年秋、工業省と日本商工会加盟四輪車メーカーは会議を開催した。	○
5. 実施中又は実施予定の日本側支援(ODAに限定せず、企業からの直接の協力を含む)	
6. 日本側支援に対する要望と日本側の対応	
<工業省の要望> 工業省と経済産業省が、日系自動車メーカー及びJICA、JETRO、AOTSなどの援助機関の参加を得て、自動車産業の発展のための戦略を調査・提案するための合同ワーキングチームを立ち上げる。 [日本側の対応] 合同ワーキングチームの立ち上げに向け、詳細を工業省と調整する。	
日本側の進捗	
合同ワーキングチームの立ち上げについて、これまで日越双方は具体的な相談をしていない。 10月17日のWT会合において、日本商工会から、日越共同の研究チームを提案。	

「製造業で活躍できる技術者の養成」

ベトナム側関係機関	工業省
1. 現状の問題点	
技術系高等教育機関が質と定員が不足しているため、製造各分野を中心に高度な能力を持つエンジニアが不足している。具体的には、機械加工、工程設計、図面の読み取り等の分野のスタンダードを身につけた、企業が即戦力として採用できる技術者が不足している。	
2. 事例（企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。）	
3. 根拠法令及び条項	
4. 行動計画	
機械科、電気科等の工業高校・高等専門学校を拡充し、製造業の現場で活躍できる技術者養成のための教育を充実させる。	
行動計画の進捗	進捗の評価
ホーチミン工業大学等と協力して、JICAからの協力プロジェクトについて検討を開始。	△
5. 実施中又は実施予定の日本側支援（ODAに限定せず、企業からの直接の協力を含む）	
IT分野での高等人材育成プロジェクト（2006年～、JICA、JBIC） ホーチミン工科大学地域連携プロジェクト（2006年～、JICA） ベトナム日本人材育成センターによる経営者・起業家育成支援プログラム（2001年～、JICA） アセアン工学系高等教育ネットワーク（2003～、JICA） 人材育成支援無償（2000～） 中小企業技術支援センタープロジェクト（2006～2009、JICA） 技術者研修（AOTS）	
6. 日本側支援に対する要望と日本側の対応	
＜工業省の要望＞ 工業省の策定するベトナム産業教育プログラムのための提言を得るため、教育訓練の質と量に対する企業のニーズを日越が協力して調査する。この提言に基づいて日本側支援を要請する。 〔日本側の対応〕 日本商工会がニーズ調査の実施に協力する。	
日本側の進捗	
二輪車産業マスタープランの策定過程で、日本商工会は日系二輪車メーカーが中心となって部品メーカーに対するヒアリング調査を実施し、結果を産業戦略研究所に提供した。二輪車産業マスタープランには本調査を踏まえて人材育成に関する方針が記載された。	
（ベトナム側コメント）5月10日の会合において、工業省は次の通り述べた。「日ASEANの会合において、経済産業省の代表に対し、マレーシア、シンガポール、フィリピンなどにおいて日本が実施している協力をベトナムに対しても実施して頂けるよう数回に亘りお願いしてきたが、これまで進展がない。日本側は、出席者が毎回変わるため、誰と話をすればよいのかわからないので担当者を決めて欲しい。工業省は日本の協力を強く期待している。日本はタイとの協力を注力しているようだが、ベトナムとの協力も是非お願いしたい。経済産業省にリマインドして頂きたい。」	
（ベトナム側コメント）5月10日の会合において、工業省は次の通り述べた。「日本側の協力により、工業省が所管する職業訓練校に関するニーズ調査を実施し、これを踏まえた設備・機械の導入、日本からの教員派遣により訓練能力を向上させたい。」 これに関し、工業省、大使館、JICAは会合を開催し、要請書をMPIに提出するよう依頼。JICAは、金型研究・開発・製造センターの設立プロジェクトの要請書を受領し、支援を検討中。	

「通信サービスの向上」

ベトナム側関係機関	郵政通信省
1. 現状の問題点	
<p>通信サービスに関し、以下1)～4)の問題がある。</p> <p>1) データ通信サービスの速度と価格に関し、日本企業の要望に未だ応えられていない。(下記2. ①の事例参照)</p> <p>2) 通信サービスの対応レベルが低い。特に大都市以外でのブロードバンドサービスのレベルが低い。(下記2. ②の事例参照)</p> <p>3) 通信サービスの品質が安定しない(ベトナムISPのメールサービス利用時のメールの不達事象、DNSサーバダウンが原因と思われる、Internetの利用不可の事象)。各ISPは、ISPサービスの品質に関する詳細を公表していない。</p> <p>4) 長距離通信と国際通信の専用線とフレームリレイサービスの料金の一層の引き下げが必要。</p>	
2. 事例 (企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。)	
<p>① 日系企業A社が設計業務量の増大に伴い、4-10Mbps以上のデータ通信サービスの利用を求めているが、ベトナムと日本間で利用できるサービスがない</p> <p>② ホーチミン市郊外工業団地居住のA社にてISDN利用ができない</p>	
3. 根拠法令及び条項	
4. 行動計画	
<p>以下の項目を実施する。</p> <p>① 日本および海外とのブロードバンド通信サービス(例えばIP-VPN)を展開するため、通信・インターネット企業を指導する。</p> <p>② 日本側の具体的な提案に従って企業へのブロードバンドサービス(特にNGN; New Generation Network サービス)に対する品質向上と提供地域拡大を図るため、通信・インターネット企業を指導する。</p> <p>③ 通信インターネット企業が障害予防措置を積極的に実施するよう指導する。通信サービスの品質に関する調査活動を強化し、調査結果を公表する。通信サービスの品質管理基準を改善する。</p> <p>④ 複数事業者による長距離通信事業と国際通信事業の市場競争及び投資の多様化の促進を継続する。データ通信サービス、プロバイダーサービスの競争もさらに強化する。これらにより通信・インターネット企業による適正価格で高品質なサービスを可能とする。</p>	
行動計画の進捗	進捗の評価
<p>① 郵電省は電気通信企業に対し、公文書により日本企業の要求に応じてサービスを提供するよう指導し、6ヶ月毎の報告を求めた。指導に基づき各企業はフレームリレーとIP-VPNサービスを実施している。SPTはNTTとの接続を実施した。SPTのブロードバンドサービスを拡大するため、2008年にブロードバンド開発プロジェクトを各国と協力して実施する計画である。VIETTELなどのインターネットプロバイダは、引き続きサービスの質を高めている。VNPTはNTTの要請(2006年9月)に基づき、2006年10月にタンロン工業団地とヴィンフック省の工業団地の通信ケーブルをブロードバンドに変えた。2007年4月、日本企業からティエンソン、バクニンからの通信について要請を受け、現在作業を展開しているところ。</p> <p>10月19日のWT会合において、日本商工会より、通信・インターネット企業を指導する必要のある事例が存在することを例示。今後、越政府による更なる指導を行っていく必要があることを、日越間で確認した。</p>	◎

(次のページに続く)

<p>② 郵電省は電気通信企業に対し、公文書により日本企業の要求に応じてサービスを提供するよう指導し、6ヶ月毎の報告を求めた。VNPTはNGNサービスを拡大するため、計画の第3フェーズを終了し、第4フェーズに入った。第3フェーズにより郡レベルまでブロードバンドを拡大し、第4フェーズにより地方でもビデオカンファレンスができるようになる。南部ではSPTがホーチミン市内でNGNを実施している。2008年からSPTがホーチミン市と近隣においてNGNを提供する計画である。FPTはタンロン工業団地においてブロードバンドサービスを提供している。引き続き日系企業の要請に応じてサービスを提供する用意がある。</p> <p>10月19日のWT会合において、日本商工会より、通信・インターネット企業を指導する必要がある事例が存在することを例示。今後、越政府による更なる指導を行っていく必要があることを、日越間で確認した。</p>	◎
<p>③ 通信インターネット企業が障害予防措置を積極的に実施するよう指導を行った。情報通信省は、品質管理に関する規定を公布した。同局は品質基準を改善し、通信企業に対し基準のモデルを示して指導した。通信企業はこれに基づき品質を公表した。また、通信企業は、ネットワークを導入する際に測定・検査を実施し、導入後も定期的に測定・検査を実施している。プロバイダには品質登録をさせてきた。品質に関する調査結果を近日WEBにおいて公表済み。</p> <p>10月19日のWT会合において、日本商工会より、通信・インターネット企業を指導する必要がある事例が存在することを例示。今後、越政府による更なる指導を行っていく必要があることを、日越間で確認した。</p>	◎
<p>④ 郵電省はWi-Maxなどの展開を奨励している。3Gについても、近々に認可を与える予定。</p> <p>10月19日のWT会合において、通信・インターネット企業による適正価格で高品質なサービスの更なる拡大が必要であることを、日越間で確認した。</p>	○
<p>5. 実施中又は実施予定の日本側支援(ODAに限定せず、企業からの直接の協力を含む)</p>	
<p>デジタル電気通信網保守運用技術(2004年～2007年、JICA) JICA本邦研修「衛星通信技術」、「電気通信標準化」(2005～2009)</p>	
<p>6. 日本側支援に対する要望と日本側の対応</p>	
<p><郵電省の要望> 通信サービスの品質管理(特にNGNサービスとブロードバンドサービス)に関する人材育成 【日本側の対応】研修について相談していく。</p>	
<p>日本側の進捗</p>	
<p>2007年1月に菅総務大臣のミッションが来訪し、その際に約束したNGNのミッションを3月に派遣し、ベトナム側関係者に対するセミナーを実施した。近々再度NGNミッションが来訪する予定。NGNミッションが来訪の際、協力について相談する予定。</p> <p>(ベトナム側コメント)5月9日の会合において、郵電省は次の通り述べた。「電気通信品質管理を含む電気通信に関する研修の実施に際し、郵政電気通信学院と通信戦略研究所に対する日本の協力をお願いしたい。具体的な協力内容については、NGNミッション来訪の際に相談する。」</p>	

「電力供給の安定」

ベトナム側関係機関	工業省
1. 現状の問題点	
<p>2005年5月の北部での電力不足では、多くの企業が突然の停電により生産活動に大きな影響を受けた。電力マスタープランに基づいた電源及び送配電網の整備が遅れていることは、ベトナムの投資環境として重大な問題である。</p> <p>また、計画停電の際に、事前連絡が時間的に十分な余裕を持って行われなかったため、製造業は計画停電に対応した生産体制を整えられないなど、大きな負担を強いられている。</p> <p>今後予定されている電力料金体系の改正は、料金収入を電源及び送配電網の整備に充当することで安定した電力システムを構築する観点から重要であるとともに、電力を購入する企業にとっては生産コストの観点から重大な関心事項である。従って、電力料金体系の改正の見通しを企業に対して明らかにするべきである。</p>	
2. 事例（企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。）	
2005年の乾季には北部でホアビンダムの水位が低減し、北部一帯が計画停電となった。	
3. 根拠法令及び条項	
4. 行動計画	
<p>以下の項目を実施する。</p> <p>①第6次電力マスタープランの早期策定と公表。</p> <p>②海外からの電力購入等の短期的な電力供給安定対策の実施。</p> <p>③計画停電が行われる際の事前通知の徹底（1時間以上の停電の場合、日本商工会は二週間前の通知を希望）。</p> <p>④電力料金体系を改定する際には、日本商工会から要望がある場合には事前に説明を行う。</p>	
行動計画の進捗	進捗の評価
<p>① 本年7月18日、電力マスタープランが首相承認され、公表された（商工省決定第110号）。</p>	◎
<p>② 中国からタイグエン省までの送電網が2007年4月28日に完成し、年間約400MWを購入しており、今後も増線する見込み。企業が保有するガス発電やディーゼル発電からの買電を実施した。ラオスのセカマン3水力発電所の建設のため、ベトナムとラオス合弁の株式会社が設立され、更にラオス中部からの電力購入も予定している。</p> <p>30MW以下の発電所については、地方省の権限で設立承認ができるようになった。また、カンボジアに水力発電所を建設することに政府間で合意している。</p>	◎

(次のページに続く)

<p>③ 10月17日のWT会合において、日本商工会より越側に対し、「5月10日の会合において、日本側は「企業から、遅くとも法律で定められた5日前には正確な通告をしてもらいたい」と発言し、工業省は「指導する」と回答したが、5日前という期限は必ずしも守られていない」と発言。これに対し、工業省は、郵便事情などにより遅延する場合もあると回答。引き続き、正確な通知を徹底する必要性を、日越間で確認した。</p>	○
<p>④ 産業用電力料金の改訂は実施していない。また、現時点では改訂の予定は無い。10月17日のWT会合において、今後改訂が行われる場合には、日本商工会に事前に説明することについて、日越間で確認した。</p>	○
<p>5. 実施中又は実施予定の日本側支援(ODAに限定せず、企業からの直接の協力を含む)</p>	
<p>第6次電力マスタープラン策定支援(2005年、JICA) 電力・エネルギー政策の専門家派遣(2004年～2006年、JICA) 電気事業に係る技術基準及び安全基準策定調査(2006年～2007年、JICA) エネルギーマスタープランの策定支援(2006年、JICA) 電力・エネルギー政策に関する研修(2006年、JICA) 電力設備技術基準に関する研修(2006年、JICA) オモン火力発電所、ニンビン火力発電所及びギソン火力発電所建設並びに電力セクターローン(環境管理体制構築支援借款)による送配電施設整備への円借款供与を実施中(JBIC) 日本からの機器輸出がある場合は、輸出金融による支援について検討可能(JBIC)</p>	
<p>6. 日本側支援に対する要望と日本側の対応</p>	
<p><工業省の要望> ①送電網に対する円借款供与 【日本側の対応】2007年9月に、送変電設備の新設・増強及び送配電網の拡充・リハビリに係る事業に対する支援要請を受け、現在日本側で検討中。 ②第6次電力マスタープラン実施計画の策定支援 【日本側の対応】工業省から実施計画の骨子が明確にされれば、今後の支援について相談していく。</p>	
<p>日本側の進捗</p>	
<p>①円借款による地方送電網の整備について継続中である。2007年9月に、送変電設備の新設・増強及び送配電網の拡充・リハビリに係る事業に対する支援要請を受け、現在日本側で検討中。 ②日本側は、ベトナム側から個別発電所の支援について要望があれば、いつでも相談する用意がある。 (その他の進捗) JBICは、2006年にギソン石炭火力発電所の円借款供与にコミットした。また、2007年3月にハイフォン第2石炭火力発電所の輸出金融にコミットした。 JICAは、2007年から2009年までの間、電力技術トレーニングセンタープロジェクトを実施することを決めた。また、省エネマスタープランの策定を支援している。</p>	

「電源開発への民間参入促進」

ベトナム側関係機関	工業省、計画投資省
<p>1. 現状の問題点</p> <p>今後想定される電力関連の投資は膨大な額(毎年約30億米ドル)であり、これをベトナム国内の資金で賄うのは困難である。このため民間投資の導入を図る必要があるが、民間投資家が大きなリスクを負担する形で電力事業(IPP)が実現しにくい。また、現在検討中のBOT/BTO/BTに係る政令(Decree)案は、ベトナム政府の民間投資家に対する配慮は十分とはいえない。</p> <p><日本側が考えるIPP促進のための基本条件></p> <p>①電力購入契約(PPA): Capacity Payment(固定費見合い)とEnergy Payment(変動費見合い)のタリフの基本構造の遵守。</p> <p>②燃料供給契約(FSA): (ガスであれ重油に限らず)PPA条件に合致した供給保証の付与。</p> <p>③為替リスク: US\$建てPPAが望ましい。外貨転換・外貨送金・配当などに関する本国送金についての保証の付与。</p> <p>④周辺インフラ整備: プラント稼動のための送配電・取水・排水のインフラ整備を、ODA等の活用を通じ民活・民営化実施のための環境整備として行う。</p> <p>⑤法整備: 契約・仲裁に関する準拠法は、国際法(英国法・シンガポール法・など)適用とすべき。また、BOT期間終了(譲渡)時法定資本金・現金などの合理的算定に基づく投資家に払い戻し。</p> <p>⑥プラントの建設: (契約に基づく確実な電力供給を前提に)施設建設に係る調達方法、技術仕様選択等事業実施面での事業実施会社への十分な裁量の付与。</p> <p>⑦既存IPPプラント拡張の場合、現在のPPA・FSAに準拠した随意契約の受け入れ。</p> <p>⑧BOO方式の採用可能性の確保。(長期ファイナンス手配が可能となりタリフも安く出来る可能性がある。)</p>	
<p>2. 事例 (企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。)</p>	
<p>3. 根拠法令及び条項</p> <p>外国投資法, BOT/BTO/BTに係る政令(Decree)案</p>	
<p>4. 行動計画</p> <p>電力プロジェクトの効果・効率かつ持続可能な民活・民営化を実現するため、BOT/BTO/BTに係る政令(Decree)案及び関連する実施細則について、以下の配慮を行う。</p> <p>1) 国の開発政策に沿った合理的な案件の選定(Article6他)、</p> <p>2) 投資家(Investor)のリスクの一層の明確化(Article2他)、</p> <p>3) 投資家(Investor)の選定手続きの透明性、公正性の確保(Article10~12)、</p> <p>4) BOTやPPA等主契約の確実な履行に対するベトナム政府の柔軟なサポート(Article37他)、</p> <p>5) 事業実施に係る事業実施会社への十分な裁量の付与(Article19、21他)</p>	
<p>行動計画の進捗</p> <p>投資法に基づき、計画投資省が中心になって作成している。2006年8月に計画投資省が工業省等関係機関に意見を聴取し、行動計画の内容に従い、政令案及び実施細則が作成されたことを、日本商工会は確認した。</p> <p>10月19日のWT会合において、今後の運用に際し、必要に応じて、日本商工会、計画投資省及び実施機関とで意見交換することについて、日越間で確認した。</p>	<p>進捗の評価</p> <p style="text-align: center;">◎</p>
<p>5. 実施中又は実施予定の日本側支援(ODAに限定せず、企業からの直接の協力を含む)</p> <p>本邦企業がIPP事業を実施する場合、JBIC円借款による取水排水設備等発電コンプレックスの共通設備や周辺送変電施設整備支援、同投資金融による発電所建設支援等の検討が可能(フォーミー1,2,2,3における実績あり)。</p>	

「都市内交通の安全性向上」

ベトナム側関係機関	ハノイ市、交通運輸省
1. 現状の問題点	
<p>ハノイ市内では、急激なモータリゼーションの進展により、道路の容量を越えた交通が生じ、多くの場所で渋滞が発生している。また道路ユーザーの交通安全意識の欠如が、交通事故やそれによる交通渋滞を引き起こしている。(詳細別添)</p> <p>対策として、①交差点改良等インフラの改善、②越国民一般及び交通渋滞発生・事故多発地域周辺施設(大学・工場等)関係者への交通安全教育の徹底、③警察官による取り締まりの強化、を実施する必要がある。</p>	
2. 事例 (企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。)	
詳細別添	
3. 根拠法令及び条項	
4. 行動計画	
<p>JICAが実施しているハノイ市都市総合計画支援のための調査及びJBICが実施している国道3号、5号及び18号を対象とした調査において、日本商工会の改善提案を考慮した対策の優先順位付けを行い、ベトナム側関係機関はこれらの調査・計画に基づいて対策を実施する。</p>	
行動計画の進捗	進捗の評価
<p>JICAはハノイ市総合都市開発計画を支援した。</p> <p>JBICによる国道3, 5, 10, 18号線の交通安全性向上プロジェクトのローンアグリメントを締結した。</p> <p>JBICはハノイ市内鉄道(2号線)のFS調査を実施中。</p>	○
5. 実施中又は実施予定の日本側支援(ODAに限定せず、企業からの直接の協力を含む)	
<p>ハノイ市総合都市開発計画の策定支援(2005年～、JICA)</p> <p>都市鉄道セミナーの開催(2006年、JETRO)</p> <p>ハノイ市交通安全人材育成プロジェクト(2006年春～、JICA)</p>	
日本側の進捗	
<ul style="list-style-type: none"> ・JBICは、ベトナム補首国道交通安全強化計画を実施中(2007年3月から) ・JBICは、ハノイ市内鉄道(2号線)のFS調査を実施中(2007年) ・JBICは、ハノイ市内鉄道(ハノイ駅南北の高架鉄道)のFS調査の実施について検討中 ・JICAは、ハノイ市交通安全人材育成プロジェクト(2006年～)において、ハノイ市Thai Ha-Chua Boc道路対象に、交差点の改良、警察官による交通整理、広報に関するパイロット事業を総合的に実施した。今後、道路・交差点における交通安全対策について技術支援する予定。 	